

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和8年2月20日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成 麻利

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通規制課交通情報係

電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年3月13日（金） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

・令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部

契 約 書（賃貸借・2者）（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する（以下「本契約」という。）。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 契約事項 | 広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守 |
| 2 設置場所 | 別添仕様書のとおり |
| 3 契約金額 | ¥ . -（賃貸借期間中の賃料合計額）
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。 |
| 4 履行期限
（賃貸借期間） | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。 |
| 5 契約保証金 | 徴収免除 |

（目的）

第 1 条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記 1 に規定する契約事項（以下「本件業務」という。）を履行し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第 2 条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記 5 に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（契約金額の支払）

第 3 条 乙は、賃貸借期間終了後、甲による履行確認を受けた後、表記 3 に規定する契約金額（以下「契約金額」という。）を甲に請求するものとする。甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において支払条件を別に定めた場合は、この限りではない。

2 賃貸借期間の中途において本契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約物品を使用できなかった場合の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{料 金} \times \frac{1}{\text{賃貸借期間の暦日数}} \text{（円未満切り捨て）} \times \text{賃貸借日数}$$

(支払遅延利息)

第4条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約金額の改定)

第5条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の3箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

(契約物品の保守)

第6条 乙は、契約物品が正常に動作しない事態等が発生した場合は、乙の負担において直ちに良品と交換するなど、甲の業務に支障の無いよう、直ちに回復させなければならない。ただし、契約物品が正常に動作しない原因が甲の責めに帰すべき事由にある場合は、その費用は甲の負担とする。

2 前項の回復が遅延し、甲が契約物品を使用できなくなったときは、第3条第2項の規定により契約金額を減額する。

3 乙は、契約物品の保守方法等について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 甲は、契約物品の設置場所をあらかじめ乙が申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持するとともに、善良な管理者の注意をもって、契約物品を管理しなければならない。

5 甲は、契約物品の保守に必要な電力料を負担する。

(契約物品の操作指導)

第7条 乙は、契約物品の操作を円滑にするため、甲に対し適切な操作方法の指導を無償で行うものとする。

(契約物品の移転・取替・改造等)

第8条 甲が、契約物品の設置場所の移転、取り替え若しくは改造を行い、又は契約物品に他の機械器具の取り付けを行う場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第 10 条第 1 項に該当する場合
 - (4) 乙が第 20 条に規定する暴力団排除条項第 1 条、第 2 条又は第 4 条第 2 項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 542 条第 1 項又は第 2 項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第 2 項又は第 3 項に該当する場合、甲に対し、違約金として未賃貸借期間に相当する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第 3 項第 5 号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第 10 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関し、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第 11 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) 及び同法第 7 条の 3 第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第 1 項及び第 2 項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和 31 年政令第 337 号) 第 29 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率 (年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。) を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第 9 条第 4 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第 9 条第 1 項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から 30 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

第 13 条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者 (乙の子会社 (会社法 (平成 17 年法

律第 86 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。) を含む。以下同じ。) に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部 (仕様書等を示す業務の主たる部分を除く。) を第三者に再委託 (再々委託以降の委託を含む。以下同じ。) する場合は、乙は、再委託承認申請書 (別紙様式) を再委託開始の 20 日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書 (別紙様式) で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第 1 項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第 14 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法 (昭和 28 年法律第 196 号) 第 2 章第 2 節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令 (昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 3 に規定する金融機関 (以下「金融機関」という。) 又は資産の流動化に関する法律 (平成 10 年法律第 105 号) 第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社 (以下「特定目的会社」という。) に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社 (以下「丙」という。) に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 (平成 10 年法律第 104 号) 第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2) 丙は、譲渡債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

3 第 1 項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 42 条の 2 の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(契約不適合責任)

第 15 条 甲は、契約物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて契約物品の修補、代替物の引渡し又

は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第 563 条第 2 項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第 2 項及び第 3 項のほか、その不適合により損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない契約物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第 1 項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

（契約物品の返還）

第 16 条 甲は、契約の履行終了又は解除によって契約物品を乙に返還する場合において、契約物品に改造又は他の機械器具の取付を行っているときは、原状に復して返還するものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第 17 条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（秘密の保持）

- 第 18 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第 13 条第 1 項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。
 - 3 乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

（契約保証金の還付）

第 19 条 甲は、第 9 条第 1 項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

（暴力団排除条項）

第 20 条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第 21 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第 22 条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、契約書本文の順序とする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 24 条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
 警察庁長官官房会計課理事官
 重成 麻利

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の 住 所 及 び 氏 名	
再委託を行う業務 の 範 囲	
再委託を必要 と す る 理 由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 20 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。
・再委託の相手方の会社概要
・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認 非承認
承認又は非承認 と し た 理 由	

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

再賃貸借契約に関する特約条項

乙は、甲が求めた場合は、広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守契約を締結しなければならない。その場合の契約書は本契約書のとおりとする。また、月額賃貸借料については、原則として本契約書別紙２における月額賃貸借料を超えないものとする。

特記事項

本契約について、一般契約条項第3条第1項に基づき、下記のとおり特約する。

(契約金額の支払)

第1条 乙は、別紙2支払一覧表に定める貸貸借期間終了ごとに甲の係官による履行完了の確認を受けた後、同表に定める貸貸借料金を甲に請求するものとする。

第2条 貸貸借期間の中途において本契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により契約物品を使用できなかった場合は、その月分の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{月額料金} \times \frac{1}{\text{当該月の暦日数}} (\text{円未満切り捨て}) \times \text{貸貸借日数}$$

構成表（広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守）

（単位：円）

項番	品名	数量	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日					
			月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
			単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	警察庁	1						
2	大阪府警察本部	1						
3	都道府県警察（大阪府警除く50都道府県警）	1						
4	管区警察局（7管区警察局）他	1						
5	その他費用	1						
	合計							

構成表詳細

1. 警察庁

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	大型ディスプレイ		5						
2	スピーカー		5						
3	映像／音声切替装置		1						
4	映像処理サーバ		1						
5	情報受信サーバ		1						
6	情報送受信サーバ		1						
7	情報配信サーバ		1						
8	データ交換装置		3						
9	処理サーバ		1						
10	データベースサーバ		1						
11	ウェブサーバ		1						
12	プロキシサーバ		1						
13-1	交通情報端末		10						
13-2	交通情報端末（暗号化サーバ）		1						
14	印字装置 1		1						
15	印字装置 2		1						
16	レイヤー 2 スイッチ		4						
17	レイヤー 3 スイッチ		1						
18	セキュリティゲートウェイサーバマスタ		1						
19	セキュリティゲートウェイサーバスレーブ		1						
20	ファイアウォール		2						
21-1	監視サーバ 1		1						
21-2	監視サーバ 1（タイムサーバ）		1						
22-1	監視サーバ 2		1						
22-2	監視サーバ 2（タイムサーバ）		1						
23-1	ラック		3						
23-2	ラック（コンソール）		3						
24	液晶モニタ		6						
25	警報部		2						
	合計								

2.大阪府警察本部

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	映像処理装置		1						
2	LANシリアル変換器		1						
3	情報受信サーバ		1						
4	情報送受信サーバ		1						
5	情報配信サーバ		1						
6	データ交換装置		3						
7	処理サーバ		1						
8	データベースサーバ		1						
9	ウェブサーバ		1						
10	プロキシサーバ		1						
11	レイヤー 2 スイッチ		2						
12	レイヤー 3 スイッチ		1						
13	セキュリティゲートウェイサーバマスタ		1						
14	セキュリティゲートウェイサーバスレーブ		1						
15	ファイアウォール		2						
16-1	監視サーバ 1		1						

16-2	監視サーバ1（タイムサーバ）		1						
17-1	監視サーバ2		1						
17-2	監視サーバ2（タイムサーバ）		1						
18-1	ラック		3						
18-2	ラック（コンソール）		3						
19	警報部		2						
	合計								

3.大阪府警察を除く50都道府県警察

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	映像処理装置		50						
2	LANシリアル変換器		50						
3	レイヤー3スイッチ		50						
4	ファイアウォール		50						
5	無停電電源装置		1						
	合計								

4 管区警察局（7管区警察局）、警察大学校、外部施設

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	交通情報端末		9						
	合計								

5 その他費用

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	SE費		1						
2	ソフトウェア調整費		1						
3	ネットワーク設計費		1						
4	工場内検査		1						
5	工場立会検査		1						
6	ライセンス費用		1						
	合計								

支払一覧表（賃貸借料月額）

（単位：円）

区分	賃貸借料	消費税	合計
令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 4 月30日			
令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 5 月31日			
令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 6 月30日			
令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 7 月31日			
令和 8 年 8 月 1 日～令和 8 年 8 月31日			
令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 9 月30日			
令和 8 年10月 1 日～令和 8 年10月31日			
令和 8 年11月 1 日～令和 8 年11月30日			
令和 8 年12月 1 日～令和 8 年12月31日			
令和 9 年 1 月 1 日～令和 9 年 1 月31日			
令和 9 年 2 月 1 日～令和 9 年 2 月28日			
合 計			

※月額の消費税は、円未満を切り捨てとし、その端数は契約期間の開始月に調整するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が下請負をさせる場合、乙は乙と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書により乙が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し甲に通知するものとする。

3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を甲に通知しなければならない。

4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に

応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

- 5 甲は乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

(管理)

第5条 乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

- 2 乙が甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。
- 3 乙は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得るものとする。
- 4 乙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。
- 5 乙は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。
- 8 乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

(脆弱性対策等の実施)

第6条 乙は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。

4 乙は、下請負者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。

5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合

四 一号から三号までに掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第9条 乙は、乙の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第10条 乙は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

3 第8条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、乙は甲が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

4 乙は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。

5 第8条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費

については乙の負担とする。

6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(情報セキュリティ監査)

第11条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、乙は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に甲に提出することとする。

2 甲は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

3 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。

4 甲が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

5 乙は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。

6 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、第8条に規定する事故が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に下請負させていない。		
2	2. 1 (1 が未実施の場合) やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
3	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
4	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
5	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
6	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
7	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
8	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
9	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
10	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
11	4. 3 (1 及び 2 が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
12	5. 1 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
13	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
14	5. 2	※	※

	(甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。		
15	5.3 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
16	5.4 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
17	5.5 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
18	5.6 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
19	5.7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
20	6.1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
21	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
22	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
23	7.1 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
24	7.5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
25	10.1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
26	10.4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※

確認年月日：

確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：

印

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

契 約 書（賃貸借・3者）（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と、（以下「丙」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する（以下「本契約」という。）。

- 1 契 約 事 項 広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守
- 2 設 置 場 所 別添仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 ￥ . -（賃貸借期間中の賃料合計額）
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 履 行 期 限 令和8年4月1日から令和9年2月29日までとする。
（賃貸借期間）
- 5 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

第1条 乙は丙をして、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に示す物件を甲に賃貸し、その保守の責めに任じ（以下「本件業務」という。）、甲は、その対価を丙に支払うものとする。

なお、乙は丙をして、乙が本契約上に負う債務を負担させるものとし、もし丙が債務を履行しない場合は、乙自ら当該債務を履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記5に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（契約金額の支払）

第3条 丙は、賃貸借期間終了後、乙が甲による履行確認を受けた後、表記3に規定する契約金額（以下「契約金額」という。）を甲に請求するものとする。甲は、丙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を丙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において支払条件を別に定めた場合は、この限りではない。

2 賃貸借期間の中途において本契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約物品を使用できなかった場合の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{料 金} \times \frac{1}{\text{貸借期間の暦日数}} (\text{円未満切り捨て}) \times \text{貸借日数}$$

(支払遅延利息)

- 第4条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、丙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約金額の改定)

- 第5条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の3箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して、事前に通知し、甲乙丙協議して、その要否を決定するものとする。

(契約物品の保守)

- 第6条 乙は、契約物品が正常に動作しない事態等が発生した場合は、乙の負担において直ちに良品と交換するなど、甲の業務に支障の無いよう、直ちに回復させなければならない。ただし、契約物品が正常に動作しない原因が甲の責めに帰すべき事由にある場合は、その費用は甲の負担とする。
- 2 前項の回復が遅延し、甲が契約物品を使用できなくなったときは、第3条第2項の規定により契約金額を減額する。
- 3 乙は、契約物品の保守方法等について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、契約物品の設置場所をあらかじめ乙が申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持するとともに、善良な管理者の注意をもって、契約物品を管理しなければならない。
- 5 甲は、契約物品の保守に必要な電力料を負担する。

(契約物品の操作指導)

- 第7条 乙は、契約物品の操作を円滑にするため、甲に対し適切な操作方法の指導を無償で行うものとする。

(契約物品移転・取替・改造等)

- 第8条 甲が、契約物品の設置場所の移転、取り替え若しくは改造を行い、又は契約物品

に他の機械器具の取り付けを行う場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙又は丙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙又は丙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又は丙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙、丙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙又は丙が第10条第1項に該当する場合

(4) 乙又は丙が第20条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙又は丙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙又は丙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未賃貸借期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙又は丙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 甲は、本契約に関し、乙又は丙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人（乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定に

よる課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙若しくは丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙又は丙は、本契約に関し、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙又は丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙又は丙は、前項第4号に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙又は丙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙又は丙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙又は丙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙又は丙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換

算する。) を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、本契約に関し、乙又は丙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙又は丙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙及び丙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙及び丙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

第13条 乙又は丙は、本件業務の全部を一括して、第三者(乙又は丙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。以下同じ。))に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書等に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。))する場合は、乙又は丙は、再委託承認申請書(別紙様式)を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙又は丙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙様式)で乙又は丙に通知するものとする。

3 乙又は丙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙又は丙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙又は丙は、本契約の一部を再委託するときは、乙又は丙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第14条 乙及び丙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。))又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。))に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 乙及び丙が本件業務の履行を完了する前に、乙及び丙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丁」という。))に債権の譲渡を行い、乙、

丙及び丁が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙及び丙は丁に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙及び丙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
 - (2) 丁は譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙及び丙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丁は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙及び丙と丁の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙及び丙が丁に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約不適合責任）

第15条 甲は、契約物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙又は丙にその旨を通知し、期間を定めて契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙又は丙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙又は丙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙又は丙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により損害が生じた場合は、乙又は丙にその損害の賠償を請求することができる。

5 乙又は丙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない契約物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙又は丙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙又は丙が、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙又は丙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙又は丙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

（契約物品の返還）

第16条 甲は、契約の履行終了又は解除によって契約物品を乙に返還する場合において、契約物品に改造又は他の機械器具の取付を行っているときは、原状に復して返還するものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第17条 乙及び丙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙及び丙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（秘密の保持）

第18条 甲、乙及び丙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第13条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙又は丙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙及び丙にその損害の賠償を請求することができる。

3 乙及び丙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

（契約保証金の還付）

第19条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙丙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

（暴力団排除条項）

第20条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

（人権尊重の確保）

第21条 乙及び丙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

（特記事項）

第22条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

（管轄裁判所）

第23条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第24条 本契約に関し、甲乙丙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
 警察庁長官官房会計課理事官
 重成 麻利

乙

丙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙又は丙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙及び丙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙及び丙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙若しくは丙又は再受託者若しくは下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙又は丙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙又は丙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙又は丙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙又は丙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙及び丙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の 住 所 及 び 氏 名	
再委託を行う業務 の 範 囲	
再委託を必要 と す る 理 由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 20 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。
・再委託の相手方の会社概要
・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認 非承認
承認又は非承認 と し た 理 由	

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

再賃貸借契約に関する特約条項

乙は、甲が求めた場合は、広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守契約を締結しなければならない。その場合の契約書は本契約書のとおりとする。また、月額賃貸借料については、原則として本契約書別紙2における月額賃貸借料を超えないものとする。

特記事項

本契約について、一般契約条項第3条第1項に基づき、下記のとおり特約する。

(契約金額の支払)

第1条 丙は、別紙2支払一覧表に定める賃貸借期間終了ごとに甲の係官による履行完了の確認を受けた後、同表に定める賃貸借料金を甲に請求するものとする。

第2条 賃貸借期間の中途において本契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により契約物品を使用できなかった場合は、その月分の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{月額料金} \times \frac{1}{\text{当該月の暦日数}} (\text{円未満切り捨て}) \times \text{賃貸借日数}$$

構成表（広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守）

（単位：円）

項番	品名	数量	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日					
			月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
			単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	警察庁	1						
2	大阪府警察本部	1						
3	都道府県警察（大阪府警除く50都道府県警）	1						
4	管区警察局（7管区警察局）他	1						
5	その他費用	1						
	合計							

構成表詳細

1. 警察庁

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	大型ディスプレイ		5						
2	スピーカー		5						
3	映像／音声切替装置		1						
4	映像処理サーバ		1						
5	情報受信サーバ		1						
6	情報送受信サーバ		1						
7	情報配信サーバ		1						
8	データ交換装置		3						
9	処理サーバ		1						
10	データベースサーバ		1						
11	ウェブサーバ		1						
12	プロキシサーバ		1						
13-1	交通情報端末		10						
13-2	交通情報端末（暗号化サーバ）		1						
14	印字装置 1		1						
15	印字装置 2		1						
16	レイヤー 2 スイッチ		4						
17	レイヤー 3 スイッチ		1						
18	セキュリティゲートウェイサーバマスタ		1						
19	セキュリティゲートウェイサーバスレーブ		1						
20	ファイアウォール		2						
21-1	監視サーバ 1		1						
21-2	監視サーバ 1（タイムサーバ）		1						
22-1	監視サーバ 2		1						
22-2	監視サーバ 2（タイムサーバ）		1						
23-1	ラック		3						
23-2	ラック（コンソール）		3						
24	液晶モニタ		6						
25	警報部		2						
	合計								

2.大阪府警察本部

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	映像処理装置		1						
2	LANシリアル変換器		1						
3	情報受信サーバ		1						
4	情報送受信サーバ		1						
5	情報配信サーバ		1						
6	データ交換装置		3						
7	処理サーバ		1						
8	データベースサーバ		1						
9	ウェブサーバ		1						
10	プロキシサーバ		1						
11	レイヤー 2 スイッチ		2						
12	レイヤー 3 スイッチ		1						
13	セキュリティゲートウェイサーバマスタ		1						
14	セキュリティゲートウェイサーバスレーブ		1						
15	ファイアウォール		2						
16-1	監視サーバ 1		1						

16-2	監視サーバ1（タイムサーバ）		1						
17-1	監視サーバ2		1						
17-2	監視サーバ2（タイムサーバ）		1						
18-1	ラック		3						
18-2	ラック（コンソール）		3						
19	警報部		2						
	合計								

3.大阪府警察を除く50都道府県警察

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	映像処理装置		50						
2	LANシリアル変換器		50						
3	レイヤー3スイッチ		50						
4	ファイアウォール		50						
5	無停電電源装置		1						
	合計								

4 管区警察局（7管区警察局）、警察大学校、外部施設

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	交通情報端末		9						
	合計								

5 その他費用

（単位：円）

項番	品名	型番	数量	月額機器料 ①		月額保守料 ②		月額賃貸借料 ①+②	
				単価	合価	単価	合価	単価	合価
1	SE費		1						
2	ソフトウェア調整費		1						
3	ネットワーク設計費		1						
4	工場内検査		1						
5	工場立会検査		1						
6	ライセンス費用		1						
	合計								

支払一覧表（賃貸借料月額）

（単位：円）

区分	賃貸借料	消費税	合計
令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 4 月30日			
令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 5 月31日			
令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 6 月30日			
令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 7 月31日			
令和 8 年 8 月 1 日～令和 8 年 8 月31日			
令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 9 月30日			
令和 8 年10月 1 日～令和 8 年10月31日			
令和 8 年11月 1 日～令和 8 年11月30日			
令和 8 年12月 1 日～令和 8 年12月31日			
令和 9 年 1 月 1 日～令和 9 年 1 月31日			
令和 9 年 2 月 1 日～令和 9 年 2 月28日			
合 計			

※月額の消費税は、円未満を切り捨てとし、その端数は契約期間の開始月に調整するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙及び丙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙又は丙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

(下請負の禁止)

第2条 乙及び丙は、本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得るものとする。

2 前項ただし書により乙又は丙が下請負をさせる場合、乙又は丙は乙又は丙と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書により乙又は丙が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙又は丙以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙又は丙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙又は丙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙又は丙は、乙又は丙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し甲に通知するものとする。

3 乙又は丙は、保護すべき情報に接する者（乙又は丙及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を甲に通知しなければならない。

4 乙又は丙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙又は丙が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

5 甲は乙又は丙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 乙及び丙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3 乙若しくは丙又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙又は丙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

(管理)

第5条 乙又は丙は、本契約に基づき、甲が乙又は丙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙又は丙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 乙又は丙が甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。

3 乙又は丙は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得るものとする。

4 乙又は丙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

5 乙又は丙は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。

6 乙又は丙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

7 乙又は丙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。

8 乙又は丙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙又は丙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

(脆弱性対策等の実施)

第6条 乙又は丙は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合に、乙又は丙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 乙又は丙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

- 2 乙又は丙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。
- 3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。
- 4 乙又は丙は、下請負者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。
- 5 乙又は丙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- 四 一号から三号までに掲げるもののほか、甲乙丙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙又は丙の責任)

第9条 乙又は丙は、乙若しくは丙の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第10条 乙又は丙は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙又は丙に対し調査を実施することとし、乙又は丙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第8条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、乙又は丙は甲が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

- 4 乙又は丙は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
- 5 第8条に規定する事故が乙又は丙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙又は丙の負担とする。
- 6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(情報セキュリティ監査)

- 第11条 甲は必要に応じ、乙又は丙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙又は丙の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、乙又は丙は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に甲に提出することとする。
- 2 甲は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
 - 3 乙又は丙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力(甲の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等)をしなければならない。
 - 4 甲が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙又は丙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
 - 5 乙又は丙は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。
 - 6 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙又は丙に求めることができる。
 - 7 乙又は丙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、第8条に規定する事故が、乙又は丙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に下請負させていない。		
2	2. 1 (1 が未実施の場合) やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
3	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
4	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
5	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
6	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
7	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
8	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
9	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
10	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
11	4. 3 (1 及び 2 が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
12	5. 1 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
13	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
14	5. 2	※	※

	(甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。		
15	5.3 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
16	5.4 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
17	5.5 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
18	5.6 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
19	5.7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
20	6.1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
21	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
22	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
23	7.1 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
24	7.5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
25	10.1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
26	10.4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※

確認年月日：

確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：

印

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

広域交通管制システムハードウェア仕様書

警察庁交通局交通規制課

令和 7 年 11 月 12 日 制定

1 調達案件の概要に関する事項

1. 1 調達件名

広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守

1. 2 調達の背景

現在運用されている広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守が令和 8 年 3 月 31 日にリース期限を迎えることに伴い、リース期間の延長を行うものである。

1. 3 目的及び期待する効果

本システムのリース延長により、迅速かつ的確に道路交通に係る状況を把握し、効果的な交通対策の実施を図ることを目的とする。また、蓄積したデータを効率的に活用することも期待される。

1. 4 用語の定義

(1) 交通管制システム

道路交通に関する情報の収集・分析及び伝達により、信号機、道路標識又は道路標示の操作並びに警察官又は交通巡視員に対し行う交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うためのシステムのことをいう。

(2) VICSセンター

一般財団法人道路交通情報通信システムセンターの略称をいう。

(3) JARTIC

公益財団法人日本道路交通情報センターの略称をいう。

(4) 交通情報ネットワークセキュリティ装置

本システム及び都道府県警察交通管制システムと JARTIC 及び VICS センターとをオンラインで接続し、リアルタイムで交通情報の送受信を行うために警察庁及び近畿管区警察局に設置された装置のことをいう。

(5) 履歴データ

交通状況の詳細な分析に用いるデータで、都道府県警察交通管制システム、VICS センター及び民間事業者等から受信したデータを時系列に再構築したものをいう。

(6) 統計データ

交通状況の評価及び分析に用いるデータで、履歴データを抽出し、統計処理を行ったものをいう。

(7) プローブ情報

車両の位置を表す座標及び時間の情報をいう。

(8) VICSプロブ情報

VICS センターが保有するプロブ情報をいう。

(9) マップマッチング

車両の緯度・経度情報の誤差をデジタル地図と照らし合わせて補正すること
いう。

(10) DRMリンク

国土地理院が発行する1/2.5万地形図を基本図とし、道路幅員3m以上の道路ネットワークをベクトルデータ化したものであり、一般財団法人日本デジタル道路地図協会が発行するデジタル道路地図データベースを構成するリンクをいう。

(11) VICSリンク

道路交通情報を車載機に提供するため、路線の上り／下りごとに個別の区間番号（リンク番号）を付けたものであり、公益財団法人日本交通管理技術協会及び一般財団法人日本デジタル道路地図協会が発行しているリンクをいう。

(12) 民間プローブ情報

民間事業者等が保有する通行実績情報及びプローブ情報をいう。

(13) 通行実績情報

車両が通過した位置の緯度・経度情報を含む道路リンクを示す情報をいう。

(14) デジタル地図

道路情報をコンピュータで扱えるように数値情報として表現した地図をいう。

(15) 情報源

交通情報を生成する交通管理者及び道路管理者をいい、都道府県警察、地方整備局、高速道路会社（NEXCO）、首都高速道路会社、阪神高速道路会社、本州四国連絡高速道路会社、名古屋高速道路公社及び福岡・北九州高速道路公社をいう。

(16) 交通情報端末

警察庁及び各管区警察局に設置する交通情報等を表示するための端末装置をいう。

(17) ITVカメラ

都道府県警察が交差点等に設置し、交通の流れを監視するカメラをいう。

(18) レスポンス

サーバにおいて、交通情報端末及び都道府県警察交通管制システムからの要求完了後から回答の送信を開始するまでの時間をいう。

(19) 各サーバ

映像処理サーバ、情報受信サーバ、情報送受信サーバ、情報配信サーバ、処理サーバ、データベースサーバ、ウェブサーバ、プロキシサーバ、セキュリティゲートウェイマスタ、セキュリティゲートウェイスレーブ、監視サーバ1及び監視サーバ2をいう。

(20) 各ネットワーク機器

レイヤー2スイッチ、レイヤー3スイッチ及びファイアウォールをいう。

1.5 業務・警察情報通信システムの概要

業務・警察情報通信システムの概要については、別紙1「業務・警察情報通信システムの概要（交通情報の流れ）」を参照すること。

1.6 賃貸借及び保守期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

2. 1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式及び実施時期

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達案件名、仕様書名、調達の方式及び実施時期は、表－1 のとおりとする。

表－1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達案件名、仕様書名、調達の方式及び実施時期

調達案件名	仕様書名	調達の方式	実施時期(予定)	補足
広域交通管制システム業務プログラム設計、開発、導入等	広域交通管制システム業務プログラム仕様書	一般競争入札 (総合評価落札方式)	契約済み	関連する調達
広域交通管制システム業務プログラム保守	広域交通管制システム業務プログラム保守仕様書	随意契約	公募公告 令和 8 年 2 月頃	関連する調達
広域交通管制システムハードウェア等賃貸借及び保守	広域交通管制システムハードウェア仕様書	一般競争入札 (総合評価落札方式)	契約済み	関連する調達
広域交通管制システムハードウェア賃貸借及び保守	広域交通管制システムハードウェア仕様書	随意契約	公募公告 令和 8 年 2 月頃	本仕様の調達範囲

2. 2 調達案件間の入札制限

関連する調達案件間の入札制限はない。

3 作業の実施内容に関する事項

3. 1 作業の内容

本システムを構成する機器等の賃貸借及び保守を行う。

なお、本システムのプログラム保守については、別途契約を締結する。

3. 2 成果物の範囲

3.2.1 成果物

成果物については、別紙 2 「成果物一覧」のとおり。また、機器の品名及び略称は、表－2 のとおりとする。

表－２ 品名及び略称

品 名	略 称
映像サブシステム	
大型ディスプレイ	
スピーカー	
映像／音声切替装置	
映像処理サーバ	
映像処理装置	
LANシリアル変換器	
交通情報サブシステム	
情報受信サーバ	
情報送受信サーバ	
情報配信サーバ	
データ交換装置	
処理サーバ	
データベースサーバ	
ウェブサーバ	
プロキシサーバ	
交通情報端末	
印字装置 1	
印字装置 2	
レイヤー 2 スイッチ	
レイヤー 3 スイッチ	
無停電電源装置	
液晶モニタ	
セキュリティサブシステム	
セキュリティゲートウェイマスタ	
セキュリティゲートウェイスレーブ	
ファイアウォール	
監視サーバ 1	
監視サーバ 2	
19型ラック	ラック

3.2.2 設置場所

警察庁、各都道府県警察本部、各管区警察局、警察大学校及び別途指示する場所（東京都内）

4 満たすべき要件に関する事項

4. 1 業務要件

4.1.1 規模

(1) 全体構成図

別紙 3「全体構成図」のとおりとする。

(2) データ量

データ量は、表－3のとおりとする。

表－3 データ量

	情報・データ	1日の平均 データ量 (kbyte)	備考
都道府県警察 交通管制シス テムから送信 される情報	拡張渋滞・旅行時間リンク情報	191,529	令和7年7月 から8月まで の間における 1日の平均値 を表す。
	事象規制リンク情報	6,017	
	区間旅行時間情報	150,226	
	交通量情報	2,154	
	断面交通量情報	155,662	
	交差点制御情報	33,002	
	走行軌跡情報（光プローブ情報）	842,296	
	走行台数情報	882	
	OD情報	1,831	
	存在台数情報	4,417	
	渋滞統計情報	539	
	交通量計測地点定義情報	1,927	
	走行台距離計測区間定義情報	902	
	OD情報計測区間定義情報	1,076	
	渋滞統計計測区間定義情報	396	
	交差点定義情報	531	
VICSセンター から送信され る情報	渋滞・旅行時間リンク情報	296,190	
	障害情報	151,103	
	事象・規制情報	91,898	
	駐車場情報	5,871	
	S A・P A情報	61,923	
	文字メッセージ情報	4,209	
	区間旅行時間情報	141,797	
国土交通省の システムから 送信される情 報	ETC2.0プローブ情報	2,304,022	

(3) システム接続数

システム接続数は表－4のとおりとする。

表－４ システム接続数（※大阪府警側も同様）

項目	規模	備考
交通情報収集接続数	51	都道府県警察交通管制システム
交通情報配信接続数	1	JARTIC
交通情報受信接続数	1	VICSセンター
民間プローブ情報収集接続数	10(最大)	民間事業者等
VICSプローブ情報収集接続数	1	VICSセンター
交通情報端末接続数	256	閲覧用端末 各管区警察局、警察大学校、部外施設、都道府県警察交通管制システム
通行実績情報配信接続数	59	各管区警察局、 都道府県警察交通管制システム JARTICホームページ（道路交通情報NOW!の災害 時情報提供サービス向け）

(4) カメラ台数

カメラ台数は別紙４「カメラ台数」のとおりとする。

なお、カメラ台数は、令和７年８月現在の数である。

(5) 映像及び音声切替数

映像及び音声切替数は、表－５のとおりとする。

表－５ 映像及び音声切替数

種別	ソース数
映像（CATV）【HDMI】	17
映像（庁内）【SDI】	6
映像（広域交通管制室交通情報端末等）【HDMI】	4
音声（無線）【ステレオ音声（RCA（赤、白））】	10

(6) ディスプレイ及びスピーカー数

ディスプレイ及びスピーカー数は、表－６のとおりとする。

表－６ ディスプレイ及びスピーカー数

種別	出力装置数
大型ディスプレイ	5
スピーカー	5
大型スピーカー（大型ディスプレイ用）	5

4.1.2 時期・時間

4.1.1項で示す規模の業務が24時間365日行えること。

なお、定期保守に伴う計画停止等は除くものとする。

4.1.3 場所等

サーバ等の設置場所は、警察庁、各管区警察局及び都道府県警察（方面を含

む。)とする。

4.1.4 管理すべき指標

- (1) 各サーバの負荷状況
- (2) 各サーバの稼働率
- (3) 装置ごとの障害発生件数
- (4) 技術的問合せ件数

4.1.5 業務の継続の方針等

4.3.3(1)項及び4.3.7項のとおりとする。

4.1.6 情報セキュリティ

4.3.8項のとおりとする。

4.2 機能要件

4.2.1 機能に関する事項

(1) 映像サブシステム

ア 大型ディスプレイの機能は、表－7のとおりとする。

表－7 大型ディスプレイの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	解像度	3,840×2,160ドット以上であること。
	表示色	1677万色以上であること。
	視野角	左右170°、上下170°以上であること。
	入力信号	HDMI信号、DVI信号、アナログRGB信号、アナログ音声信号が入力できること。
スピーカー部	出力	10W+10W以上であること。

イ スピーカーの機能は、表－8のとおりとする。

表－8 スピーカーの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	入力信号	(1) φ3.5mmステレオミニジャックを1個以上有すること。 (2) USBポートを1個以上有すること。
	出力信号	スピーカからは、音声（無線）及び、CATVまたはSDIの音声も出力できること。
	電源	オン／オフを切り替えるスイッチを有すること。
	音量	音量を調整する機能を有すること。

ウ 映像／音声切替装置の機能は、表－9のとおりとする。

表－9 映像／音声切替装置の機能

品 目	項 目	機 能
本体部	映像入力信号	(1) 27系統以上を入力できること。 (2) 端子の形状が異なるものを変換して入力

		することも可とする。 なお、変換に必要な機器は契約業者が準備すること。
	音声入力信号	(1) 21系統以上入力できること。 (2) 端子の形状が異なるものを変換して入力することも可とする。 なお、変換に必要な機器は契約業者が準備すること。
	映像出力信号	(1) ディスプレイに対して、HDMI端子で6系統以上出力できること。 (2) 端子の形状が異なるものを変換して出力することも可とする なお、ディスプレイへの接続に必要な機器は契約業者が準備すること。
	音声出力信号	(1) ディスプレイ及びスピーカーに対して10系統以上出力できること。 (2) 端子の形状が異なるものを変換して出力することも可とする。 なお、ディスプレイへの接続に必要な機器は契約業者が準備すること。

エ 映像処理サーバの機能は、表－10のとおりとする。

表－10 映像処理サーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワークインタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。

	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。
--	--------	---

オ 映像処理装置の機能及び性能は、表－11のとおりとする。

表－11 映像処理装置の機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	映像入力	NTSC信号を16系統以上入力できること。
	ネットワーク インタフェース	100BASE-TX及び1000BASE-Tに対応するポートを有すること。
	符号化方式	ISO及びIECによって勧告されたMPEG-4AVC 又はISOによって勧告されたMPEG4であること。
	ビットレート	1 映像当たり128kbit/s～3 Mbit/s以上 を伝送できること。
	解像度	VGA（640×480ドット）以上が伝送できる こと。
	フレームレート	VGA（640×480ドット）において10フレー ム/秒以上伝送できること。
	アクセス	同時アクセスに対し制限がないこと。
ソフトウェア	外部設定	外部から本体部のビットレート、解像度及 びフレームレートの設定ができること。

カ LANシリアル変換器の機能及び性能は、表－12のとおりとする。

表－12 LANシリアル変換器の機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	変換機能	TCP/IP信号をRS-232C信号に変換できるこ と。
	ネットワーク インタフェース	100BASE-TXに対応するポートを有するこ と。
	シリアル	RS-232C信号のポートを有すること。
	装置概要	広域交通管制システムから回線番号（デコ ーダ番号）、画像番号等に係る命令を交通流 監視カメラ画像制御装置に送信することによ り、警察庁で必要な映像を取得できるように するもの。セキュリティを確保するためにシ リアル信号（RS-232C）で送受信するために 必要。
ソフトウェア	外部設定	監視サーバから機器ID、IPアドレス及びサ ブネットマスクの設定ができること。

(2) 交通情報サブシステム

ア 情報受信サーバの機能は、表－13のとおりとする。

表－13 情報受信サーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワークインタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	VICSリンク・DRMリンク	(1) VICSリンクを搭載すること。 (2) DRMリンクを搭載すること。 (3) VICSリンク、DRMリンクは更新できること。 【※1 参照】
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

※1 VICSリンクは、警察庁より支給するが、DRMリンクは本契約の中で準備すること。

イ 情報送受信サーバの機能は、表－14のとおりとする。

表－14 情報送受信サーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。

	ネットワーク インタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

ウ 情報配信サーバの機能は、表－15のとおりとする。

表－15 情報配信サーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型であること。
	ネットワーク インタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

エ データ交換装置の機能及び性能は、表－16のとおりとする。

表－16 データ交換装置の機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	データ交換機能	(1) 警察庁のネットワークと接続し、警察庁のネットワークの装置よりファイルを受信できること。 (2) 警察庁のネットワークの装置からファイルの受信完了を確認したら、警察庁のネッ

		トワークを切断し、外部につながるネットワークと接続し、外部につながるネットワークの装置にファイルをコピーする。 コピーが完了したら、外部につながるネットワークを切断し、警察庁のネットワークと接続する。 (3) 警察庁のネットワークの装置より受信したファイルは、自動又は手動にて削除できること。 (4) 外部のネットワークと接続し、外部のネットワークの装置よりファイルを受信できること。 (5) 外部のネットワークの装置からファイルの受信完了を確認したら、外部ネットワークを切断し、警察庁とつながるネットワークと接続し、警察庁につながるネットワークの装置にファイルをコピーする。 コピーが完了したら、警察庁につながるネットワークを切断し、外部のネットワークと接続する。 (6) 警察庁のネットワークと外部につながるネットワークは、同時に接続しないこと。 2つのネットワーク間において、一方通行でのシリアル通信を行うこと。 (7) 受信及びコピーの履歴を保存すること。 保存期間は、警察庁と協議すること。
その他		任意の時点で、システムファイルを電磁的記録媒体へバックアップができること。

オ 処理サーバの機能は、表－17のとおりとする。

表－17 処理サーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。

	ネットワーク インタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

カ データベースサーバの機能は、表－18のとおりとする。

表－18 データベースサーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワーク インタフェース	(1) 本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。 (2) 本システムを構築するために必要なファイバチャネルポートを有すること。
ディスクアレイ部	ディスクアレイ	(1) RAID5又はRAID6の冗長構成とし、RAID構成後の実行容量は、30Tバイト以上であること。 (2) システムを停止せずにディスクの交換ができること。 (3) キャッシュメモリをディスクコントローラごとに8Gバイト以上有すること。 (4) 100BASE-TX/1000BASE-Tに対応する自動認識ポートを有すること。 (5) 本体部へ接続するためのファイバチャネルポートを有すること。 (6) 本体部への接続は、冗長化すること。 (ファイバチャネルカード1枚でのマル

		チポートは不可とする。)
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	データベース管理	データベース管理の機能を有すること。
	VICSリンク・DRMリンク	(1) VICSリンクを搭載すること。 (2) DRMリンクを搭載すること。 (3) VICSリンク、DRMリンクは更新できること。 【※1 参照】
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

※1 VICSリンクは、警察庁より支給するが、DRMリンクは本契約の中で準備すること。

キ ウェブサーバの機能は、表－19のとおりとする。

表－19 ウェブサーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワークインタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	地図データベース	(1) VICSリンク及びDRMリンクに対応するデジタル道路地図を搭載すること。 【※1 参照】 (2) 次の道路等を表示すること。

		・ 幅員が 3 m以上の一般道路、高速自動車道、国道及び自動車専用道路 ・ 国土地理院地形図（2 万 5 千分の 1）に示す鉄道、駅、湾岸線、湖沼及び河川 なお、国土地理院地形図は、契約時における最新のものであること。 (3) 1/5, 000, 000～1/1, 000の範囲を超えて、地図データの表示できる範囲内で、縮尺を無段階又は十数段階以上に拡大及び縮小表示ができること。 (4) 市町村リスト、警察署、病院、交差点、駅等の目標物リストを有すること。 (5) 地図は、契約時における最新版とし、警察庁の承認を得ること。 (6) 地図は、更新できること。
	VICSリンク・DRMリンク	(1) VICSリンクを搭載すること。 (2) DRMリンクを搭載すること。 (3) VICSリンク、DRMリンクは更新できること。 【※ 2 参照】
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

※ 1 デジタル道路地図は、本契約の中で準備すること。

※ 2 VICSリンクは、警察庁より支給するが、DRMリンクは本契約の中で準備すること。

ク プロキシサーバの機能は、表－20のとおりとする。

表－20 プロキシサーバの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙 5 のとおりとする。
	メモリ	別紙 5 のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙 5 のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワークインタフェース	2 ポート1000Base-T（バイパス付き）有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本

		語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	プロキシ機能	(1) フォワードプロキシ、リバースプロキシの両方に対応可能なこと。 (2) 内蔵記録デバイスにログを保存できること。 (3) FTPのProxyサーバとして機能すること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

ケ 交通情報端末の機能及び性能は、表－21のとおりとする。

表－21 交通情報端末の機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵SSD	128Gバイト以上であること。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD-ROMは最大8倍速以上、CD-ROMは最大24倍速以上で読み込みができること。 (2) CD-R/RW及びDVD±R/RW/RAMに書き込みできること。 (3) 外付けも可とするが、外付けとした場合には、USBインタフェースを利用した電源供給により、動作すること。
	マウス	(1) 2ボタン式以上の光学式又はレーザー式マウスであること。 (2) ホイール等により、マウスを移動せずに画面のスクロールができること。
	キーボード	(1) JIS規格キー配列又はOADG規格に準拠していること。 (2) 日本語に対応すること。
	ネットワークインタフェース	(1) 10BASE-T、100BASE-TX/1000BASE-Tに対応するポートを有すること。 (2) 無線LAN機能を搭載している場合は、BIOSレベルで当該機能を無効化できること。 (3) (2)の設定は、システム管理者のみが行えること。
	USBインタフェース	(1) USB3.0に対応したインタフェースのポートを有すること。 (2) 本体部に接続する必要がある機器を全て

		接続可能な数に加え、1個以上の空きポートを有すること。 (3) USBハブを用いる場合は、本体のUSBインタフェースのポートからの電源供給で動作すること。
	外部ディスプレイインタフェース	ミニD-sub15ピンのコネクタ又は、HDMIのコネクタを有すること。
	バッテリー	(1) バッテリーパック方式で、交換可能な内蔵バッテリーであること。 (2) バッテリー動作時間は、1時間以上とし、測定方法にあつては、一般社団法人電子情報技術産業協会「JEITAバッテリー動作時間測定法(Ver. 2.0)」準拠であること。
	電源	電源プラグの形状は、2極プラグ又は2極接地極付プラグであること。 なお、2極接地極付プラグの場合は、2極に変換できるプラグを附属すること。
	ディスプレイ	(1) 1,600×900ドット以上の解像度で表示できること。 (2) 65,536色以上を表示できること。 (3) 15型以上のTFTカラー液晶ディスプレイであること。
ソフトウェア	OS	Windows10 Pro (64bit版) を搭載し、日本語に対応すること。 なお、入札公告時における最新版であること。
	Webブラウザ	交通規制情報が表示できるWebブラウザを搭載すること。
	OAソフト	(1) 次のソフトウェア又はこれと同等のものを搭載すること。 ア Microsoft Word イ Microsoft Excel ウ Microsoft PowerPoint エ Microsoft Access オ ジャストシステム JUST Police InkCutter モデル (2) Adobe Acrobat Readerを搭載すること。 (3) 64bitに対応したファイル圧縮・解凍ソフトウェアを搭載すること。圧縮形式は、

		LZH及びZIPに対応すること。 (4) 電子ファイルを分割できるソフトウェアを搭載すること。また、分割した電子ファイルを結合する場合に専用ソフトウェアを要しないこと。
	テキストエディター	(1) EmEditor Professional（エムソフト製）又はこれと同等のものを搭載すること。 (2) 日本語に対応すること。
	動画再生ソフト	AVI、MP4、WMV、DVD、ISO、CDを再生できること。
	動画編集ソフト	保存してある動画を編集できるソフトを搭載すること。
	画像編集ソフト	(1) RAWデータが扱えること。 (2) 画像管理機能を有すること。 (3) 画像をPDF、TIFF、JPEG及びBMPで保存できること。
	内蔵SSD暗号化	内蔵SSD内のOSを含むユーザ領域全体（ブート領域を除く。）を自動的に暗号化すること（OSの標準機能等により実現してもよい。）。 なお、当該暗号化に用いる暗号化方式は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）から選択するものとし、警察庁の承認を得ること。

コ 印字装置 1 の機能及び性能は、表－22のとおりとする。

表－22 印字装置 1 の機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	基本機能	(1) 半導体レーザ＋乾式電子写真方式又は、LEDフルカラー乾式電子写真方式であること。 (2) 用紙はA4及びA3サイズに対応できること。 (3) カラー印字ができること。 (4) 解像度600dpi×600dpi以上で印字ができること。 (5) A4カラー及びモノクロで20枚／分以上、

		A3カラー及びモノクロで10枚／分以上の印字ができること。
	ネットワーク インタフェース	100BASE-TX／1000BASE-Tに対応する自動認識ポートを有すること。

サ 印字装置 2 の機能及び性能は、表－23のとおりとする。

表－23 印字装置 2 の機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	基本機能	(1) 用紙はA0サイズに対応できること。 (2) カラー印字ができること。 (3) 解像度2,400dpi×1,200dpi以上で印字ができること。
	ネットワーク インタフェース	100BASE-TX／1000BASE-Tに対応する自動認識ポートを有すること。

シ レイヤー 2 スイッチの機能及び性能は、表－24のとおりとする。

表－24 レイヤー 2 スイッチの機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	基本機能	(1) ポートVLAN及びタグVLANの設定ができること。 (2) IGMPスヌーピングをVLAN単位にできること。 (3) SNMPはMIB II 情報を回答できること。 (4) 最大 4 台までスタック接続による増設ができること。 (5) 電源の供給及びデータの送受信の以上の有無を表すLEDを有すること。
	ネットワーク インタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX／1000BASE-Tに対応する自動認識ポートを有すること。

ス レイヤー 3 スイッチの機能及び性能は、表－25のとおりとする。

表－25 レイヤー 3 スイッチの機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	基本機能	(1) ローカル管理コンソールポートを有すること。 (2) ルーティングは手動及び自動で設定できること。 (3) MACアドレス、IPアドレス及びTCP／UDPポート番号による通過の可否機能を有する

		こと。 (4) スイッチング容量は8 Gbit/s以上、スイッチング能力は12Mパケット/s以上であること。 (5) IEEE802.1Qに準拠したVLAN及びポートベースVLAN機能を有すること。 (6) IEEE802.1Dに準拠したSTP(Spanning Tree Protocol)及びIEEE802.1wに準拠したRSTP(Rapid Spanning Tree Protocol)機能を有すること。 (7) IEEE808.3adに準拠したリングアグリゲーション機能を有すること。 (8) SNMP(Simple Network Management Protocol)はMIB(Management Information Base)Ⅱ情報を回答できること。 (9) 電源の供給及びデータの送受信の以上の有無を表すLEDを有すること。
	ネットワーク インタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-Tに対応する自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	設定ファイル	不揮発性かつ読み書きが繰り返しできるメモリに搭載し、監視サーバから遠隔操作にて設定ファイルを更新できること。

セ 無停電電源装置の機能及び性能は、表－26のとおりとする。

表－26 無停電電源装置の機能及び性能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	基本機能	瞬断や停電等が発生した場合に、映像処理装置、交通情報転送装置、ファイアウォール、LANシリアル変換器及び既設広域交通管制システム映像転送装置に対して、3分以上バックアップ電力の供給が受けられること。

ソ 液晶モニタの機能は、表－27のとおりとする。

表－27 液晶モニタの機能

品 目	項 目	機 能 及 び 性 能
本体部	解像度	1,920×1,080ドット以上であること。
	表示色	1677万色以上であること。
	視野角	左右170°、上下170°以上であること。
	モニタサイズ	21.5インチのディスプレイであること。

	入力信号	HDMI信号、アナログRGB信号が入力できること。
--	------	---------------------------

(3) セキュリティサブシステム

ア セキュリティゲートウェイマスタの機能は、表－28のとおりとする。

表－28 セキュリティゲートウェイマスタの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワークインタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	プロトコル変換	受信したデータをTCP/IP以外のプロトコルに変換し、セキュリティゲートウェイスレーブに送信すること。 なお、TCP/IP以外のプロトコルについては、警察庁と協議の上、決定すること。
	電文判定	(1) 受信したデータを判定基準と比較し、合致したデータのみをセキュリティゲートウェイスレーブに送信すること。 なお、判定基準については、警察庁と協議の上、決定すること。 (2) 受信したデータを判定基準と比較し、合致しないデータは、破棄するとともに、直ちにログを記録し、監視サーバに通知すること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

イ セキュリティゲートウェイスレーブの機能は、表－29のとおりとする。

表－29 セキュリティゲートウェイスレーブの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワークインタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	プロトコル変換	セキュリティゲートウェイマスタから受信したデータをTCP/IPに変換し、データベース装置に送信すること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

ウ ファイアウォールの機能は、表－30のとおりとする。

表－30 ファイアウォールの機能

品 目	項 目	機 能
本体部	基本機能	(1) 本体部を通過するパケットについて、あらかじめ設定したルールに基づいて、パケットフィルタリング及びNAPT(Network Address Port Translation)を行うことで、LAN間の通信を制御できること。 なお、本機能は、IPv4及びIPv6に対応していること。 (2) (1)の機能は、ステートフル様式により実現できること。 (3) (1)に関して、ネットワークセグメントごとに異なるルールを適用できること。

		(4) IPv6アドレスをIPv4アドレスと関連づけし、IPv6/IPv4のプロトコル変換を行うことで、IPv4アドレスが付与されたコンピュータが相互に通信できること。 (5) 送信元・送信先IPアドレス、送信元・送信先TCP/UDPポート番号の組み合わせによる分類を基に帯域制限が可能なQoS機能を有していること。 (6) IEEE802.1Qに準拠したVLANタギング機能を有すること。 (7) IEEE802.3adに準拠したリンクアグリゲーションに対応できること。 (8) (1)の機能により遮断した通信の情報を、監視サーバに送信できること。 (9) 「U.S Government Approved Protection Profile - Protection Profile for Network Devices Version 1.1及びU.S. Government Approved Protection Profile - Network Device Protection Profile (NDPP) Extended Package Stateful Traffic Filter Firewall Version 1.0」と同等以上のセキュリティ機能要件を満たしていること。 (10) 警察庁と大阪府警察本部のインターネットに繋がるネットワークのファイアウォールにはIPS機能（ライセンス）を有すること。
	ネットワーク インタフェース	本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。

エ 監視サーバ1の機能は、表-31のとおりとする。

表-31 監視サーバ1の機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。

		(2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワーク インタフェース	(1) 本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを有すること。 (2) 本システムを構築するために必要なファイバチャネルポートを2ポート以上有すること。
タイムサーバ	精度	最大±0.2秒/日以内であること。
	補正	(1) FM放送の時報又は長波標準電波を受信し、時刻補正を1日1回以上行うこと。 (2) うるう秒に対応すること。
警報部	表示灯	(1) 赤、黄及び緑の3色の表示を有し、それらを個別に消灯、点滅又は点灯できること。 (2) 警告音を発することができること。 (3) 警告音の音量を調整できること。 (4) リセットスイッチを有すること。
	ネットワーク インタフェース	100BASE-TX対応のポートを有すること。
テープライブラリ部	磁気テープドライブ	(1) LT0に対応するテープドライブを4.3.7(2)のバックアップが行える台数を搭載すること。 (2) LT0の規格はLT06以降とすること。
	テープライブラリ	(1) 4.3.7(2)のバックアップを行えるテープスロットを有すること。 (2) バックアップに必要なテープを全て格納することができること。
ディスクアレイ部	ディスクアレイ	(1) RAID5又はRAID6の冗長構成とし、RAID構成後の実行容量は、10Tバイト以上であること。 (2) システムを停止せずにディスクの交換ができること。 (3) キャッシュメモリをディスクコントローラごとに8Gバイト以上有すること。 (4) 100BASE-TX/1000BASE-Tに対応する自動認識ポートを有すること。 (5) 本体部へ接続するためのファイバチャネルポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び

ア		技術情報の提供)が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	バックアップ	(1) 4.3.7(2)のバックアップが行えること。 (2) GUI画面で操作することができること。
	統合監視	4.3.11(2)の情報システムの操作・監視が行えること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

オ 監視サーバ2の機能は、表－32のとおりとする。

表－32 監視サーバ2の機能

品 目	項 目	機 能
本体部	CPU	別紙5のとおりとする。
	メモリ	別紙5のとおりとする。
	内蔵記録デバイス	別紙5のとおりとする。
	光学ディスクドライブ	(1) DVD規格及びCD規格の媒体の読み込みができること。 (2) 内蔵型又は外付け型を必要により選定すること。
	ネットワークインタフェース	(1) 本システムを構築するために必要な100BASE-TX/1000BASE-T対応の自動認識ポートを2ポート以上有すること。 (2) 本システムを構築するために必要なファイバチャネルポートを有すること。
タイムサーバ	精度	最大±0.2秒/日以内であること。
	補正	(1) FM放送の時報又は長波標準電波を受信し、時刻補正を1日1回以上行うこと。 (2) うるう秒に対応すること。
警報部	表示灯	(1) 赤、黄及び緑の3色の表示を有し、それらを個別に消灯、点滅又は点灯できること。 (2) 警告音を発することができること。 (3) 警告音の音量を調整できること。 (4) リセットスイッチを有すること。 (5) ネットワークセキュリティ装置1の警報部と兼ねることも可とする。
	ネットワークイ	100BASE-TX対応のポートを有すること。

	インタフェース	
テープライブラリ部	磁気テープドライブ	(1) LT0に対応するテープドライブを4.3.7(2)のバックアップが行える台数を搭載すること。 (2) LT0の規格はLT06以降とすること。
	テープライブラリ	(1) 4.3.7(2)のバックアップを行えるテープスロットを有すること。 (2) バックアップに必要なテープを全て格納することができること。
ディスクアレイ部	ディスクアレイ	(1) RAID5又はRAID6の冗長構成とし、RAID構成後の実行容量は、10Tバイト以上であること。 (2) システムを停止せずにディスクの交換ができること。 (3) キャッシュメモリをディスクコントローラごとに8Gバイト以上有すること。 (4) 100BASE-TX/1000BASE-Tに対応する自動認識ポートを有すること。 (5) 本体部へ接続するためのファイバチャネルポートを有すること。
ソフトウェア	OS	供給元でのサポート（修正プログラム及び技術情報の提供）が行われているLinux日本語版若しくはMicrosoft Windows Server日本語版相当以上又はこれと同等のものを搭載すること。
	バックアップ	(1) 4.3.7(2)のバックアップが行えること。 (2) GUI画面で操作することができること。
	統合監視	4.3.11(2)の情報システムの操作・監視が行えること。
	ファイル転送	(1) FTPクライアントの機能を有すること。 (2) FTPサーバの機能を有すること。

(4) 19型ラックの機能は、表－33のとおりとする。

表－33 19型ラックの機能

品 目	項 目	機 能
コンソール部	ディスプレイ	(1) 解像度1,280×1,024ドット以上で、かつ65,536色以上の表示ができること。 (2) KVMスイッチへ接続できること。
	キーボード	(1) JISキー配列又はOADG規格に準拠していること。

		(2) 日本語に対応すること。 (3) KVMスイッチへ接続できること。
	マウス	(1) 2ボタン式以上の光学式又はレーザー式マウスであること。 (2) ホイール等によりマウスを移動せずに画面のスクロールができること。 (3) KVMスイッチへ接続できること。
	KVMスイッチ	(1) ディスプレイ、キーボード及びマウスを接続できるインタフェースを有すること。 (2) ラックに搭載する各サーバに接続できること。

- (5) システムの連携のソフトウェアについては、交通規制情報収集・管理システムの調達業務受注者と連携して導入すること。

4.2.2 外部インタフェースに関する事項

- (1) 本システムと都道府県警察交通管制システムとは、別途調達するプログラムにより接続する。
- (2) セキュリティゲートウェイマスタとセキュリティゲートウェイスレーブとの接続については、警察庁が別途指示する。
- (3) 情報送受信サーバとJARTICとは、FTPにより接続する。
- (4) 情報送受信サーバと民間事業者等との接続については、警察庁が別途指示する。

4.2.3 環境物品等に関する事項

本仕様書により調達する機器のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の最新の基準に記載されている品目の機器及びこの品目を含む機器は、この基準を満たしていること。

4.3 非機能要件

4.3.1 規模に関する事項

4.1.1項のとおりとする。

4.3.2 性能に関する事項

性能要件は、4.2.1項及び表－34のとおりとする。

表－34 性能一覧

項目	性能要件	備考
通行実績情報生成	1 時間	全国の通行実績情報をVICSセンター及び民間事業者等から1時間に1回受信する場合
走行軌跡情報生成	1 時間	全国の走行軌跡情報をVICSセンター及び民間事業者等から

		1 時間に 1 回受信する場合
統合渋滞・旅行時間 リンク情報(ID:02)生成	5 分間 (生成周期)	データ受信から配信までの 5 分周期に間に合うこと。
データベース登録 (交通情報を受信し、データベースに 反映する。)	レスポンスは平均 3 秒以内とする。	4.1.1項の交通情報を受信し、 データベースに反映する場合
交通情報端末での地図上の交通情報（通行実績情報を含む。）の表示	レスポンスは平均 10秒以内とする。	東京23区内が収まる地図上に 全ての交通情報を指定して表示した場合
交通情報端末でのITV カメラ映像の表示	レスポンスは平均 3 秒以内とする。	4.1.1項のITVカメラ映像を交通情報端末に表示した場合
交通情報端末からの 経路探索	レスポンスは平均 3 秒とする。	
交通情報端末からの 固定経路旅行時間	レスポンスは平均 3 秒とする。	
交通情報端末からの 履歴データ及び統計 データの検索	レスポンスは平均 3 秒以内とする。	全国における4.1.1項の履歴データ及び統計データを指定して検索した場合

4.3.3 信頼性に関する事項

(1) 可用性

ア 本システムの目標とする稼働率は99.9%以上とする。

稼働率とは、本システムの正常な稼働が求められる全時間のうち、障害等により稼働を停止している時間を除いた実質の稼働時間の割合をいう。

なお、冗長構成で構成された機器のうち1台に障害が発生した場合や他の機器で代用できる場合など、業務の全ての機能が利用できる場合は、正常に稼働しているものとする。

イ 各装置の内蔵記録デバイス及びディスクアレイは冗長構成とし、稼働中に記録デバイスの交換ができること。

(2) 完全性

ア データベース破損時には、データの更新、追加、削除のデータベースのアクセスログ又はその他必要な情報により、直前の状態に復元ができること。

イ 各装置は、内蔵記録デバイス及びディスクアレイの障害が発生しても、データが欠損しない構成とすること。また、装置を停止せずに障害の内蔵記録デバイスを交換することができること。

ウ データベースサーバ及び監視サーバのディスクアレイ部は、記録デバイ

スの障害時にホットスペアディスクを使用して、自動的に復旧できること。
また、ディスクアレイ部を停止せずに障害の記録デバイスを交換できること。

なお、SSDを採用する場合、ホットスペアディスクは不要である。

エ 各装置は、監視サーバのタイムサーバから時刻情報を1日1回以上自動的に取得し、時刻同期を行うこと。

(3) 機密性

交通情報端末とウェブサーバ間は、httpsにより暗号化して通信を行うこと。

4.3.4 拡張性に関する事項

(1) 法律、規則等の改正に伴い、交通規制情報の種別項目等の追加・変更が行えること。

(2) メモリ、HDD、交通情報端末等の増設が生じた際に柔軟に対応できるハードウェア構成とすること。

4.3.5 上位互換性に関する事項

(1) 本装置のOS及びソフトウェアにおいて、製品のアップグレード及びパッチが必要となった場合は、警察庁の指示に従い速やかに適用すること。

(2) 本仕様書で調達するハードウェアは、本仕様書で調達されたソフトウェアのアップグレード及びパッチの適用を行った場合においても、安定して動作するために必要な性能を有すること。

4.3.6 中立性に関する事項

特定の事業者にしかり扱うことができない製品や技術に依存せず、他の事業者を引き継ぐことができること。

4.3.7 継続性に関する事項

本装置に警察庁が求める継続性に係る目標値については、次のとおりである。

(1) 継続性に係る目標値

ア 大規模災害時

本システムで行う全ての業務の目標復旧時間は、大規模災害発生時から2週間以内とする。

イ 不正プログラム感染又は不正侵入等のネットワークを介した外部攻撃による情報システムの予期せぬ停止発生時

本システムで行う全ての業務の目標復旧時間は、情報システムの予期せぬ停止発生時から3日以内とする。

(2) 継続性に係る対策

ア 業務に用いるデータのバックアップ要件

(ア) 手動により、業務に用いるデータのバックアップを取得できること。

(イ) 手動により、バックアップ取得時の状態に戻せること。

(ウ) バックアップ取得は、保守作業計画で定める定期点検時に、必要に応じて取得することを想定している。

(エ) バックアップしたデータをLT0に出力できること。

- (オ) LT0への出力は、暗号化すること。暗号化に用いる暗号化方式は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）から選択するものとし、警察庁の承認を得ること。
- (カ) バックアップは、正副を作成すること。
- (キ) バックアップ処理は、業務を継続した状態で行えること。
- (ク) 業務に用いるデータのバックアップに必要な機器を全て準備すること。
- (ケ) 取得したバックアップデータ及びデータベースへのアクセスログ等を使用して、障害発生直前の状態までリストアできること。
- (コ) LT0に出力したバックアップデータを使用して、バックアップ取得時の状態までリストアできること。

イ ログのバックアップ

- (ア) 手動により、ログのバックアップを取得できること。
- (イ) 手動により、バックアップ取得時の状態に戻せること。
- (ウ) バックアップ取得は、保守作業計画で定める定期点検時に、必要に応じて取得することを想定している。
- (エ) バックアップしたデータをLT0に出力できること。
- (オ) LT0への出力は、暗号化すること。暗号化に用いる暗号化方式は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）から選択するものとし、警察庁の承認を得ること。
- (カ) バックアップは、正副を作成すること。
- (キ) バックアップ処理は、業務を継続した状態で行えること。
- (ク) 業務に用いるデータのバックアップに必要な機器を全て準備すること。

ウ 各装置等のシステムバックアップ

- (ア) 手動により、システム及び設定のバックアップを取得できること。
- (イ) 手動により、バックアップ取得時の状態に戻せること。
- (ウ) バックアップ取得は、保守作業計画で定める定期点検時に、必要に応じて取得することを想定している。
- (エ) バックアップ取得先媒体はDVD-R、外付けHDDその他の外部記録媒体とする。
- (オ) LT0への出力は、暗号化すること。暗号化に用いる暗号化方式は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）から選択するものとし、警察庁の承認を得ること。
- (カ) バックアップは、正副を作成することとし、内蔵HDDにバックアップデータを保存する場合は、当該副媒体の作成は不要とする。
- (キ) システム及び設定のバックアップに必要な機器を全て準備すること。

4.3.8 情報セキュリティに関する事項

- (1) 権限分離、認証管理及び端末ロック機能

ア 各サーバ

- (ア) システム管理者と一般利用者の権限を分離し設定できること。
- (イ) OSへのログインは、ユーザID及びパスワードの認証により行えること。
- (ウ) 設定するパスワードは、8文字以上の半角英数字（記号を含む。）を組み合わせたものが設定できること。

なお、7文字以下のパスワードの設定を禁止する機能を有すること。

- (エ) 一般利用者がパスワードの変更を実施できること。
- (オ) (イ)及び(ウ)の設定は、システム管理者のみが行えること。
- (カ) OSのログインが一定回数以上失敗した場合に、一定時間認証機能を停止する機能を有すること。

なお、回数についてはシステム管理者が任意に変更できること。

- (キ) 端末ロック機能を有すること。
 - a あらかじめ設定した期間を超えてキーボード又はマウスの操作が行われない場合は、交通情報端末の操作が行えないようロックすること。

なお、ロック中のディスプレイ表示は、スクリーンセーバ等により保護できること。
 - b aの設定は、システム管理者のみが行えること。
 - c aによるロックの解除は、ロックされた際の利用者が、端末のOS又は認証ソフトウェアの機能を用いて行えること。

イ 交通情報端末

- (ア) システム管理者と一般利用者の権限を分離し設定できること。また、内蔵記録デバイス暗号化の解除については、一般利用者権限では行えないこと。
- (イ) OSへのログインは、ユーザID及びパスワードの認証により行えること。
- (ウ) 設定するパスワードは、8文字以上の半角英数字（記号を含む。）を組み合わせたものが設定できること。

なお、7文字以下のパスワードの設定を禁止する機能を有すること。

- (エ) 一般利用者がパスワードの変更を実施できること。
- (オ) (イ)及び(ウ)の設定は、システム管理者のみが行えること。
- (カ) (イ)のパスワードについて、交通情報端末のOS又はソフトウェアの機能により、定期的に変更を求め、有効期限が切れたパスワードによるログインを停止できる機能を有すること。

なお、パスワードの変更を促す次期及び有効期限については、システム管理者が任意に設定できること。

- (キ) OSのログインが一定回数以上失敗した場合に一定時間認証機能を停止する機能を有すること。

なお、回数についてはシステム管理者が任意に変更できること。
- (ク) 端末ロック機能を有すること。

- a あらかじめ設定した期間を超えてキーボード又はマウスの操作が行われない場合は、交通情報端末の操作が行えないようロックすること。

なお、ロック中のディスプレイ表示は、スクリーンセーバ等により保護できること。

b aの設定は、システム管理者のみが行えること。

c aによるロックの解除は、ロックされた際の利用者が、端末のOS又は認証ソフトウェアの機能を用いて行えること。

(2) 不正プログラム対策要件

ア 各サーバ及び交通情報端末においては、次の不正プログラム対策が行えること。

(ア) メモリに常駐し、不正プログラムをリアルタイムに監視する機能を有すること。

(イ) 保存された全てのファイルに対して、システム管理者が設定した時刻に自動で、及び任意の時刻に手動で不正プログラムを検索できること。
また、不正プログラムを検知した場合は、駆除、隔離及び削除（以下「削除等」という。）の処理ができること。

(ウ) ファイルの入出力を監視し、不正プログラムを検知できること。また、不正プログラムを検知した場合は、削除等の処理ができること。

(エ) OSのプロセス、レジストリ及びメモリへのアクセスを監視し、不正プログラムにより行われた可能性のあるアクセスを検知し、当該アクセスの実行を防止できること。

(オ) システム管理者が設定したファイルを、不正プログラムの検索対象から除外できること。

(カ) 不正プログラムを検知した場合は、運用担当者が認知できる仕組みを講じること。

(キ) 日本語に対応すること。

イ アの不正プログラム対策を行うソフトウェアについては、不正プログラム定義ファイルを自動的に更新できる仕組みを構築すること。

なお、不正プログラム定義ファイルについては、広域交通管制システムに当該ファイルを準備するが、それ以外の不正プログラム定義ファイルを使用する場合は、不正プログラム定義ファイルの更新方法について、事前に警察庁の承認を得ること。

(3) 外部記録媒体利用に係る要件

交通情報端末においては、表－35の外部記録媒体に係る対策が講じられること。

表－35 外部記録媒体に係る対策

対策	内容
外部記録媒体利用制限	ア あらかじめ許可された外部記録媒体以外の利用を制限できること。 イ 個別の外部記録媒体について、ベンダID、プロダクトID、シリアルナンバ等の情報を用いる

	ことにより、利用可否を変更できること。 ウ ユーザID、交通情報端末、期間（日時分）、許可の種別（平文又は暗号文の別）の条件を指定の上、外部記録媒体の利用の可否を変更できること。また、変更時にコメントを付加できること。 なお、外部記録媒体の利用の可否の変更は、外部記録媒体の利用の許可を与える権限を有する者のみが行えること。また、外部記録媒体の利用の許可を与える権限の設定は、システム管理者のみが行えること。
外部記録媒体暗号化	ア 外部記録媒体へ情報を書き込む際は、自動的に情報を暗号化できること。また、外部記録媒体から暗号化された情報を読み込む際に自動的に情報を復号できること。 なお、暗号化に用いる暗号鍵の更新はシステム管理者のみが行えること。 イ パスワードを用いて情報を暗号化し、外部記録媒体への書き込みができること。また、暗号化した情報は、パスワードを用いて情報を復号できること。 ウ 暗号化に用いる暗号化方式は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省）から選択するものとし、警察庁の承認を得ること。

(4) 証跡に係る要件

交通情報端末においては、表－36の証跡に係る対策が講じられること。

表－36 証跡に係る対策

対策	内容
外部記録媒体利用	外部記録媒体に対するファイル操作について、次の証跡を収集できること。 ア 入出力日時（年月日時分秒） イ 操作したユーザID ウ 操作した交通情報端末のホスト名又はIPアドレス エ 入出力したファイル名（拡張子を含む。） オ 入出力したファイルサイズ カ 入出力の別

	キ 出力時の平文、暗号文の別 ク 利用外部記録媒体を特定できる情報（ID等の固有情報）
外部記録媒体利用許可	外部記録媒体の利用の許可について、次の証跡を収集できること。 ア 利用を許可した日時（年月日時分秒） イ 許可が終了する日時（年月日時分秒） ウ 許可の内容（平文、暗号文の別） エ 許可をしたユーザID オ 許可を受けたユーザID
利用者のログイン・ログアウトの記録	利用者のログイン・ログアウトについて、次の証跡を収集できること。 ア ログイン・ログアウトした日時（年月日時分秒） イ ログイン・ログアウトしたユーザID ウ ログイン・ログアウトした交通情報端末のホスト名又はIPアドレス
ファイル操作の記録	ファイル操作（参照、保存、名前変更、削除及びコピー）を行った際に、次の証跡を収集できること。 ア アクセス、名前変更、削除及びコピーの操作が判別できること。 イ ファイル操作日時（年月日時分秒） ウ ファイル操作したユーザID エ ファイル操作した操作端末を特定できる情報 オ ファイル操作したファイル名（拡張子を含む。） カ ファイル操作したファイルの保存場所（ファイルパス）

(5) 証跡の保存及び検証に係る要件

ア (4)の証跡は、運用担当者が手動でファイル出力できること。

なお、出力形式は、テキスト、PDF又はMicrosoft Office Professionalで確認できる形式であること。

イ 外部記録媒体利用の証跡については、媒体利用管理者が内容を確認できること。

ウ 外部記録媒体利用許可の証跡については、統括媒体利用管理者が内容を確認できること。

エ 本システムにおける証跡及び検証に係るソフトウェアは、交通規制情報管理システムにおける証跡及び検証に係るものと連携して動作することも

可とする。ただし、必要となるライセンスについては、契約業者が準備すること。

4.3.9 警察情報通信システム稼働環境に関する事項

(1) 使用条件

ア 本装置は、次の使用条件で異常なく動作すること。

(ア) 温度

10～32℃

(イ) 湿度

30～80%（結露しない状態）

(ウ) 電源電圧

AC90～110V（50／60Hz ±3%以内）

イ 本システムは、帯電防止対策及び電源投入・切断に関する保護対策が十分にとられていること。

(2) 運用施設・設備要件

ア 床面

床面はフリーアクセスである。

イ 床荷重

警察庁における床荷重については、平均荷重が300kg/m²以下、局部荷重が500kg/m²以下である。

なお、荷重が規格値を超えるおそれがある場合には、荷重を分散させる措置を執ること。

ウ 発熱量

本システムの発熱量は、33,000kJ/h以下であること。

(3) ハードウェア構成

ア 共通事項

(ア) 同一品名の機器は同一機種とする。

(イ) 本システムの構築に当たっては、別紙6-1及び別紙6-2「ハードウェア構成」を参考とし、必要なネットワーク機器等を全て準備すること。

なお、準備するネットワーク機器等の種類及び個数は、事前に警察庁の承認を得ること。

(ウ) 構成機器構築説明書については、ホスト名、IPアドレス、ユーザアカウント、ネットワーク構成図、OSインストール時の設定情報及びシステム構築に係る情報とする。

イ 構成及び構造

(ア) 映像サブシステム

a 大型ディスプレイの構成及び構造は、表-37のとおりとする。

表-37 大型ディスプレイの構成及び構造

区分	品目	数量	単位	記 事
本体	本体部	1	式	(1) 60型以上の有機EL、液晶又はプラ

				ズマディスプレイであること。 (2) アスペクト比は16:9であること。 (3) 警察庁が別途指示する場所に設置できること。 なお、設置場所及び設置例については、警察庁が別途指示する。
	スピーカー部	1	式	(1) 内蔵又は外付けであること。 (2) 外付けの場合は、本体部の下及び左右の視野角に影響しないこと。
附属品	取付金具	1	式	本体部及びスピーカー部を自立設置できること。
	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	

b スピーカーの構成及び構造は、表－38のとおりとする。

表－38 スピーカーの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	

c 映像／音声切替装置の構成及び構造は、表－39のとおりとする。

表－39 映像／音声切替装置の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	

d 映像処理サーバの構成及び構造は、表－40のとおりとする。

表－40 映像処理サーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
-----	-----	----	----	-----

本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

e 映像処理装置の構成及び構造は、表－41のとおりとする。

表－41 映像処理装置の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	

f LANシリアル変換器の構成及び構造は、表－42のとおりとする。

表－42 LANシリアル変換器の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	

(イ) 交通情報サブシステム

a 情報受信サーバの構成及び構造は、表－43のとおりとする。

表－43 情報受信サーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。

添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

b 情報送受信サーバの構成及び構造は、表－44のとおりとする。

表－44 情報送受信サーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

c 情報配信サーバの構成及び構造は、表－45のとおりとする。

表－45 情報配信サーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

d データ交換装置の構成及び構造は、表－46のとおりとする。

表－46 データ交換装置の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属

				すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	

e 処理サーバの構成及び構造は、表－47のとおりとする。

表－47 処理サーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

f データベースサーバの構成及び構造は、表－48のとおりとする。

表－48 データベースサーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
ディスクアレイ部		1	式	ラックに搭載できること。
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

g ウェブサーバの構成及び構造は、表－49のとおりとする。

表－49 ウェブサーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属

				すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

h プロキシサーバの構成及び構造は、表－50のとおりとする。

表－50 プロキシサーバの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	操作説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

i 交通情報端末の構成及び構造は、表－51のとおりとする。

表－51 交通情報端末の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	(1) ノート型であること。 (2) 15型以上のカラー液晶ディスプレイであること。 (3) 盗難防止用セキュリティスロットを有すること。 (4) 質量は、5 kg以下であること。また、最大消費電力は、100W以下であること。 (5) 電源プラグの形状は、2極プラグ又は2極接地極付プラグであること。 なお、2極接地極付プラグを有する場合は、2極に変換できるプラグを附属すること。
	ソフトウェア	1	式	

附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	セキュリティワイヤー	1	式	(1) 錠を有し、鍵は2個以上有すること。 (2) 錠は、本体部の盗難防止用セキュリティスロットに取り付けることができること。 なお、南京錠等を利用したセキュリティワイヤー方式も可能とする。 (3) ワイヤーは、太さ4mm以上、長さ1.5m以上2.0m未満であること。 (4) マウスを盗難防止の目的で取り付けられる構造であること。
	OAタップ	1	式	(1) 6個以上の口数及び1,500W以上容量を有すること。 なお、2極接地極付プラグを有する場合は、2極に変換できるプラグを附属すること。 (2) 長さは3m以上あること。
	耐震対策用品	1	式	本装置の構成品の耐震対策に必要な耐震ジェル、耐震マット等を準備すること。
	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

j 印字装置1の構成及び構造は、表－52のとおりとする。

表－52 印字装置1の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	トナー	1	式	純正品であること。
	OAタップ	1	式	(1) 6個以上の口数及び1,500W以上容量を有すること。 なお、2極接地極付プラグを有する場合は、2極に変換できるプラグ

				を附属すること。 (2) 長さは3 m以上あること。
	耐震対策用品	1	式	本装置の構成品の耐震対策に必要な耐震ジェル、耐震マット等を準備すること。
	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。
	構築説明書	1	式	

k 印字装置2の構成及び構造は、表－53のとおりとする。

表－53 印字装置2の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	インク	1	式	純正品であること。
	ロール紙	2	式	A0サイズで1本の長さが50mあること。
	0Aタップ	1	式	(1) 6個以上の口数及び1,500W以上容量を有すること。 なお、2極接地極付プラグを有する場合は、2極に変換できるプラグを附属すること。 (2) 長さは3 m以上あること。
	耐震対策用品	1	式	本装置の構成品の耐震対策に必要な耐震ジェル、耐震マット等を準備すること。
	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。
	構築説明書	1	式	

1 レイヤー2スイッチの構成及び構造は、表－54のとおりとする。

表－54 レイヤー2スイッチの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。

	構築説明書	1	式	
--	-------	---	---	--

m レイヤー3スイッチの構成及び構造は、表－55のとおりとする。

表－55 レイヤー3スイッチの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。
	構築説明書	1	式	

n 無停電電源装置の構成及び構造は、表－56のとおりとする。

表－56 無停電電源装置の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに収容できること。
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。
	構築説明書	1	式	

o 液晶モニタの構成及び構造は、表－57のとおりとする。

表－57 液晶モニタの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	(1) 21.5インチの液晶ディスプレイであること。 (2) 警察庁が別途指示する場所に設置できること。
附属品	モニターアーム	1	式	本体部及び交通情報端末が搭載できるモニターアームを設けること。 モニターアームは、机上に固定できること。
	HDMI分配器	1	式	HDMI信号1入力を2出力に分配できること。
	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	
	取扱説明書	1	式	日本語であること。

	構築説明書	1	式	
--	-------	---	---	--

(ウ) セキュリティサブシステム

- a セキュリティゲートウェイマスタの構成及び構造は、表－58のとおりとする。

表－58 セキュリティゲートウェイマスタの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

- b セキュリティゲートウェイスレーブの構成及び構造は、表－59のとおりとする。

表－59 セキュリティゲートウェイスレーブの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

- c ファイアウォールの構成及び構造は、表－60のとおりとする。

表－60 ファイアウォールの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。

添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	操作説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

d 監視サーバ1の構成及び構造は、表－61のとおりとする。

表－61 監視サーバ1の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
タイムサーバ		1	式	ラックに搭載できること。
警報部		1	式	
テープライブラリ部		1	式	ラックに搭載できること。
ディスクアレイ部		1	式	ラックに搭載できること。
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	取扱説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	
	バックアップ手順書	1	式	
	リストア手順書	1	式	

e 監視サーバ2の構成及び構造は、表－62のとおりとする。

表－62 監視サーバ2の構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	ラックに搭載できること。
	ソフトウェア	1	式	
タイムサーバ		1	式	ラックに搭載できること。
警報部		1	式	
テープライブラリ部		1	式	ラックに搭載できること。
ディスクアレイ部		1	式	ラックに搭載できること。
附属品	接続ケーブル	1	式	機器の接続に必要なケーブルを附属すること。
添付品	試験成績書	1	式	日本語であること。
	操作説明書	1	式	
	構築説明書	1	式	
	インストール手順書	1	式	

	バックアップ手順書	1	式
	リストア手順書	1	式

(エ) ラックの構成及び構造は、表－63のとおりとする。

表－63 ラックの構成及び構造

区 分	品 目	数量	単位	記 事
本 体	本体部	1	式	(1) EIA-310-D規格（19型）に準拠していること。 (2) 前面扉及び背面扉は、開閉及び取り外しができること。また、前面扉及び背面扉は施錠できること。 (3) 1 架当たりの外形寸法は、幅600mm、奥行き1100mm、高さ2100mm以下であること。 (4) 吸排気機構を有すること。 (5) 搭載する装置に必要な口数の電源コンセントを有すること。
	コンソール部	1	式	(1) 15型以上のTFTカラー液晶ディスプレイであること。 (2) ラックに搭載できること。 (3) ラックに収納できること。 (4) ディスプレイの収納時の高さは、1 U以下であること。
附属品		1	式	架内装置の設置に必要な機器等は、準備すること。

(4) ソフトウェア構成

ア ソフトウェア構成

4.2.1項における各構成機器の項目のソフトウェアに示すとおりである。

イ ライセンス

(ア) 成果物の各ソフトウェアにライセンスが必要な場合、必要数のライセンスを用意すること。

(イ) 契約業者は、調達するソフトウェアのライセンスのうち、ガバメントライセンスが利用可能なものは、これを利用してよいものとする。

なお、警察庁として利用可能なガバメントライセンスは、表－64のとおり。ただし、使用する場合は、事前に警察庁と調整すること。

表－64 警察庁として利用可能なガバメントライセンス

製品名	ライセンス名称
マイクロソフト製品	Select Plus for G
トレンドマイクロ製品	TRSL for Government

(ウ) 調達したソフトウェアのライセンス一覧については、書面及び電磁的記録媒体（CD-R）で警察庁に提出すること。

(エ) ライセンスの認証に外部回線を必要としないこと。

(5) ネットワーク環境

本装置の通信プロトコルは、TCP/IP及び警察庁が別途指示するTCP/IP以外のプロトコルとし、IPv4及びIPv6に対応すること。

4.3.10 教育に関する事項

本システムの教育について、別紙7「保守作業計画」に基づき対応すること。

4.3.11 運用に関する事項

(1) ログの取得

各サーバ及びネットワーク機器について、表-65の取得ログに示すログを取得すること。

なお、ログの詳細については、警察庁と協議の上、決定することとし、取得したログのうち、1か年以上経過し、かつ、LT0にバックアップされたものは、サーバ等から削除しても良いものとする。

表-65 取得ログ

装置名	取得ログ
映像処理サーバ 映像処理装置 情報受信サーバ 情報送受信サーバ データ交換装置 処理サーバ 交通情報転送装置 ウェブサーバ プロキシサーバ セキュリティゲートウェイマスタ セキュリティゲートウェイスレーブ 監視サーバ1 監視サーバ2	ログイン及びログアウト履歴 システムに関するログ ミドルウェアに関するログ セキュリティに関するログ
データベースサーバ	ログイン及びログアウト履歴 システムに関するログ ミドルウェアに関するログ セキュリティに関するログ データベースへのアクセスログ

(2) 情報システムの操作・監視等要件

監視サーバの統合運用機能等と連携して、GUI操作により、表-66の統合運用の管理内容に示す管理が行えること。また、収集する情報、表示したメッセージ等の管理情報は1年以上を管理できること。

表-66 統合運用の管理内容

管理名	内容	対象機器
運用管理	ア コマンドを対象機器へ発行できること。また、発行したコマンド及び受信メッセージの履歴を照会できること。 イ ジョブスケジューリング機能を有し、対象機器のジョブの実行及び管理ができること。	各サーバ
ログ管理	対象機器で取得したログについて、発生時間、発生装置及びキーワードにより、抽出、分析及び管理ができること。	各サーバ
ネットワーク管理	対象機器について、ネットワークの状態を管理し、死活監視が行えること。	各サーバ及びネットワーク機器
ストレージ管理	ア ディスクアレイ構成情報（記録デバイスの物理名称等）を表示できること。 イ ディスクアレイに対する監視の開始及び停止の操作ができること。 ウ ディスクアレイに対し、ディスクアレイ名及び論理ディスク名の設定ができること。 エ ディスクアレイ及びネットワークの状態を監視できること。また、構成の変更が生じた場合、ディスクアレイ構成情報に反映できること。	データベースサーバ ネットワーク監視装置 1 ネットワーク監視装置 2
性能管理	次の項目について、対象機器からデータを抽出し、性能状態の監視が行えること。また、収集した情報をジョブスケジューリング機能により、定められた時刻に自動的に、また、任意の時刻に手動で、指定したフォルダにファイル出力が行えること。 ア CPU利用率 イ メモリ利用率 ウ 内蔵記録デバイス利用率	各サーバ
統合監視	ア 運用管理の実行結果、ネットワーク管理、ストレージ管理及び性能管理の監視状況をメッセージとして表示できること。 イ ログ管理機能の管理するログの内容を、1件ずつメッセージとして表示できること。 ウ メッセージの内容に応じて、重要度、	運用管理、ログ管理、ネットワーク管理及びストレージ管理の対象機器

	内容説明及び対処方法を任意に定義できること。 エ 重要度に応じて、メッセージの表示色、監視サーバの警報部の表示等の有無の設定ができること。 オ 内容説明及び対処方法については、日本語で設定及び表示できること。 カ メッセージの内容をファイル出力及び印字できること。 キ 警察庁の監視サーバで、大阪府警察の各サーバ、ネットワーク機器の監視ができること。
--	--

(3) 本システムは、24時間・365日連続運転稼働とする。

(4) 監視サーバは、各装置の遠隔操作及び監視が行えること。

4.3.12 保守に関する事項

(1) 保守要件

本システムの保守要件は、別紙7「保守作業計画」及び別紙8「保守実施要領」のとおりとする。

(2) 保守作業計画及び保守実施要領に関する資料作成

警察庁が保守作業計画及び保守実施要領を作成するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料作成を行う。

(3) 平常時対応及び障害発生時対応

保守作業計画及び保守実施要領に基づき、保守作業を行うこと。

(4) 保守作業の改善提案

保守期間中に、保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて、保守作業計画及び保守実施要領に対する改善提案を行うこと。

5 作業の実施体制・方法に関する事項

5.1 作業実施体制

契約業者に求める作業実施体制は、表-67のとおりとする。これを踏まえた実際の作業実施体制について作成の上、別紙2「成果物一覧」に示す納品期限までに提出すること。

なお、統括責任者と保守作業責任者の兼任は妨げない。

表-67 作業実施体制

項番	責任者名称	業務内容
1	統括責任者	・ 本仕様書に示す作業全体を統括する。 ・ 保守実施要領に示す定例保守会議に出席し、必要な意思決定を行う。 ・ 保守作業計画に示す成果物の提出を行う。 ・ システム稼働率、障害発生状況、作業状況等の管

		理を行う。
2	保守作業責任者	・保守作業に係る事務を統括する。 ・障害発生状況を把握し、必要な処置を行う。 ・保守担当者の管理を行う。
3	保守担当者	・保守作業を行う。

5. 2 作業要員に求める資格等の要件

要件なし。

5. 3 作業場所

設置場所に同じ。

6 作業の実施に当たっての遵守事項

6. 1 機密保持、資料の取扱い

6. 1. 1 契約業者は、業務上知り得た情報について、適切な管理をしなければならない。

6. 1. 2 契約業者は、業務上知り得た情報について、本作業の目的以外で利用してはならない。

6. 1. 3 契約業者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、利用してはならない。

6. 1. 4 警察庁等の施設・機械室等への入退室、機材・電磁的記録媒体等の持込み・持ち出し及び警察庁施設等における一時保管については、警察庁が定める所定の手続に従うこと。

6. 1. 5 本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返納、裁断、消去等の必要な措置により、復元不可能な状態にすること。

なお、返納、裁断、消去等の方法については、警察等の指示を受けること。

6. 1. 6 警察庁は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

6. 2 遵守する法令等

6. 2. 1 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関連する法令等を遵守すること。

6. 2. 2 その他文書、標準への準拠

次の内容を正しく理解し、遵守すること。

(1) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）

(2) 「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部ほか）

6. 3 その他

本契約に係る作業及び本契約の成果物が既存システムに影響を及ぼさないよう、十分に注意して作業を行うこと。また、当該影響が発生した場合は、契約業者の

責任において復旧すること。その際、既存システムの契約業者との調整については、警察庁と協議すること。

7 入札参加資格に関する事項

7. 1 入札制限

関連する調達による入札制限はない。

8 再委託に関する事項

再委託の詳細については、契約書において定めるものとする。

なお、本件業務に関して主たる部分は再委託することはできないものとし、主たる部分は5. 1項に示す統括責任者の業務内容とする。

9 その他特記事項

9. 1 次の資料を作成し、警察庁に電磁的記録媒体（CD-R）で提出すること。

9. 1. 1 ハードウェア構成の詳細

9. 1. 2 機器の構成品の詳細

9. 1. 3 機器の性能及び機能の詳細

9. 1. 4 機器の発熱量計算書、重量計算書、電源容量計算書、電源コンセント形状及び数量

9. 1. 5 ラックのサイズ、数量及び機器実装図

9. 1. 6 各装置における本体のサイズ、数量及び機器搭載図

9. 2 契約の履行終了又は解除により成果物の返還が必要となった場合は、次のとおりとする。

9. 2. 1 添付品については、警察庁において処分する。

9. 2. 2 内蔵記録デバイス等の記録デバイスについては、警察庁職員立会いの下、契約業者が準備するデータ消去機能を有する装置又はツールでデータを消去し、データの消去を確認した後、当該記録デバイスを搬出する。この場合のデータ消去とは、NSA方式、NATO方式、DoD方式、Gutmann方式等に準じたパターンで上書きすることとする。ただし、消去が困難な場合やSSD等完全に消去できない記録デバイスは、破壊により、当該記録デバイスを再利用できない状態にする。

9. 3 成果物が他社の権利を侵害していないこと。

9. 4 本仕様書の内容について、疑義があるときは、警察庁の指示又は承認を得ること。

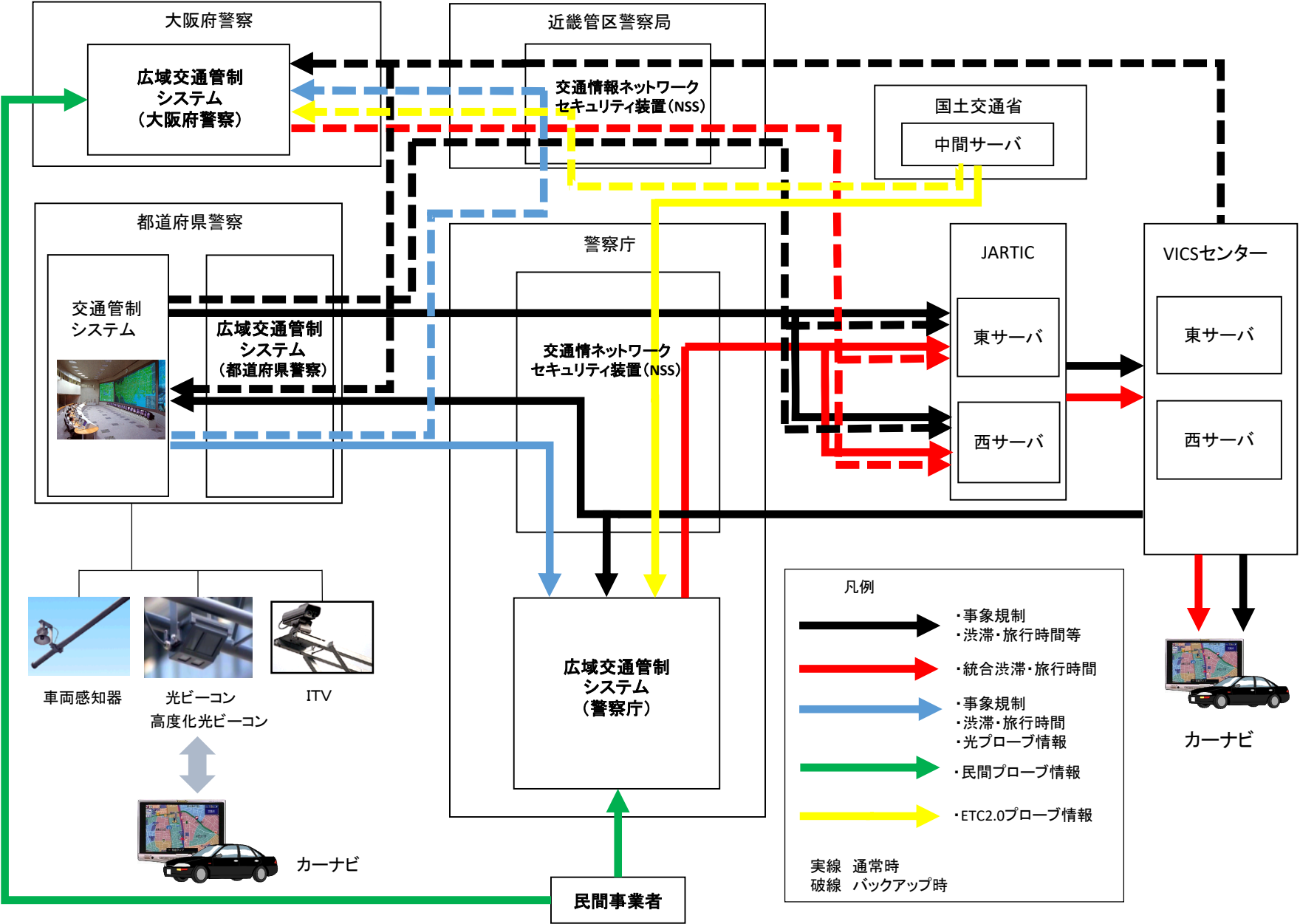
9. 5 警察庁又は警察庁が別途契約の広域交通管制システム業務プログラム保守契約業者及び交通規制情報収集・管理システムの調達契約業者が、業務を行う上で必要なソフトウェアをインストール、業務の安定稼働に必要な調整、設定及び試験を行う場合があるので、設定、調整に必要な情報の提供、設定情報の管理等、保守を継続する上で必要な協力をする。また、警察庁が別途契約した広域交通

管制システム業務プログラム保守契約業者と契約責任範囲及び瑕疵担保責任範囲を明確にし、警察庁に報告すること。

なお、既設装置との接続は、契約業者が広域交通管制システム業務プログラム保守契約業者と協議して決定の上、確実に実施すること。

9. 6 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等については、あらかじめ警察庁に機器等・役務リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
9. 7 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。
9. 8 交通規制情報収集・管理システムとの連携については、次の機能が実現できるように設定調整すること。詳細は、警察庁、広域交通管制システム業務プログラム保守契約業者及び交通規制情報収集・管理システムの調達業務契約業者と協議して決定する。
 9. 8. 1 交通規制情報管理システムから受信した稼働状態監視結果を、任意の宛先にメール送信できること。
 9. 8. 2 交通規制情報収集・管理システムから受信した交通規制情報ファイルを、別途指定する外部機関に送信できること。
 9. 8. 3 交通情報端末のWEB ブラウザから、交通規制情報収集・管理システムの電子規制台帳に接続して、業務画面の表示・操作、交通規制情報の登録、ファイル入出力ができること。
 9. 8. 4 交通規制情報収集・管理システムの端末のWEBブラウザから、広域交通管制システムのWEBサーバに接続して、交通情報、ITVカメラ等の表示ができること。
9. 9 広域交通管制システム及び交通規制情報収集・管理システムの警報等の情報を警察庁担当者宛にメールにて送信を行う機能を有すること。

別紙1 業務・警察情報通信システムの概要（交通情報の流れ）



別紙 2 成果物一覧
1 本装置の構成

成果物	式数
警察庁	
大型ディスプレイ	5
スピーカー	5
映像／音声切替装置	1
映像処理サーバ	1
情報受信サーバ	1
情報送受信サーバ	1
情報配信サーバ	1
データ交換装置	3
処理サーバ	1
データベースサーバ	1
ウェブサーバ	1
プロキシサーバ	1
交通情報端末	10
印字装置 1	1
印字装置 2	1
レイヤー 2 スイッチ	4
レイヤー 3 スイッチ	1
セキュリティゲートウェイマスタ	1
セキュリティゲートウェイスレーブ	1
ファイアウォール	2
監視サーバ 1	1
監視サーバ 2	1
ラック	3
液晶モニタ	6

別紙 2

成果物	式数
大阪府警察本部	
映像処理装置	1
LANシリアル変換器	1
情報受信サーバ	1
情報送受信サーバ	1
情報配信サーバ	1
データ交換装置	3
処理サーバ	1
データベースサーバ	1
ウェブサーバ	1
プロキシサーバ	1
レイヤー 2 スイッチ	2
レイヤー 3 スイッチ	1
セキュリティゲートウェイマスタ	1
セキュリティゲートウェイスレーブ	1
ファイアウォール	2
監視サーバ 1	1
監視サーバ 2	1
ラック	3
都道府県警察（大阪府警察を除く 50 都道府県警察）	
映像処理装置	1
LANシリアル変換器	1
レイヤー 3 スイッチ	1
ファイアウォール	1
無停電電源装置（※広島県警察のみ）	※ 1
管区警察局（7 管区警察局）、警察大学校、外部施設	
交通情報端末	1

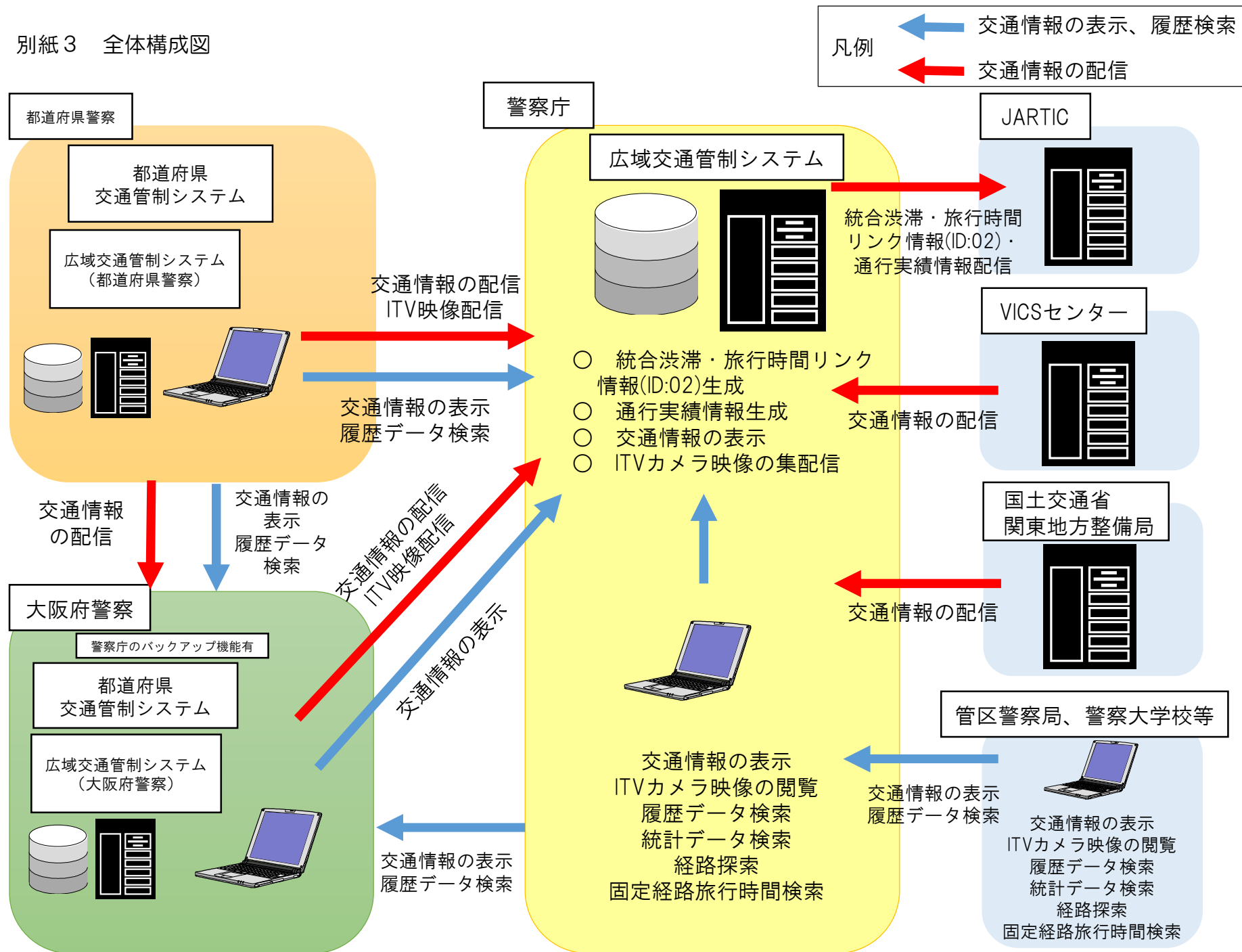
別紙 2

2 全般に関するもの

No.	成果物名	内容	納品数量	納品方法	納品期日
1	ソフトウェアのライセンス一覧	仕様書4. 3. 9(4)イ(ウ)項参照	1 式	電磁的記録媒体 (CD-R)	保守期間開始後、速やかに
2	作業実施体制	仕様書 5. 1 項参照	1 式	書面	保守期間開始後、速やかに
3	その他特記事項	仕様書 9. 1 項参照	1 式	電磁的記録媒体 (CD-R)	保守期間開始後、速やかに

- 3 保守に関する成果物
保守作業計画に定める。

別紙3 全体構成図



別紙 4 カメラ台数

令和7年8月現在

所属		アナログカメラ台数	デジタルカメラ台数	合計
北海道		70	6	76
方面	函館	10	3	13
	旭川	21	1	22
	釧路	7	3	10
	北見	5	0	5
東北	青森	0	34	34
	岩手	0	35	35
	宮城	17	18	35
	秋田	18	14	32
	山形	0	10	10
	福島	0	51	51
警視庁		480	497	977
関東	茨城	0	34	34
	栃木	30	9	39
	群馬	27	12	39
	埼玉	60	42	102
	千葉	10	32	42
	神奈川	0	101	101
	新潟	0	35	35
	山梨	21	0	21
	長野	0	74	74
	静岡	26	32	58
中部	富山	19	6	25
	石川	20	0	20
	福井	18	7	25
	岐阜	0	157	157
	愛知	64	17	81
	三重	34	0	34
近畿	滋賀	12	13	25
	京都	87	10	97
	大阪	198	29	227
	兵庫	78	6	84
	奈良	34	2	36
	和歌山	36	33	69
中国	鳥取	16	2	18
	島根	26	0	26
	岡山	36	46	82
	広島	16	13	29
	山口	4	35	39
四国	徳島	0	12	12
	香川	28	19	47
	愛媛	3	20	23
	高知	34	16	50
九州	福岡	0	103	103
	佐賀	21	19	40
	長崎	58	15	73
	熊本	67	6	73
	大分	22	26	48
	宮崎	51	11	62
	鹿児島	0	36	36
沖縄		0	24	24
合計		1,784	1,726	3,510

別紙5 広域交通管制システムハードウェア機能要件等

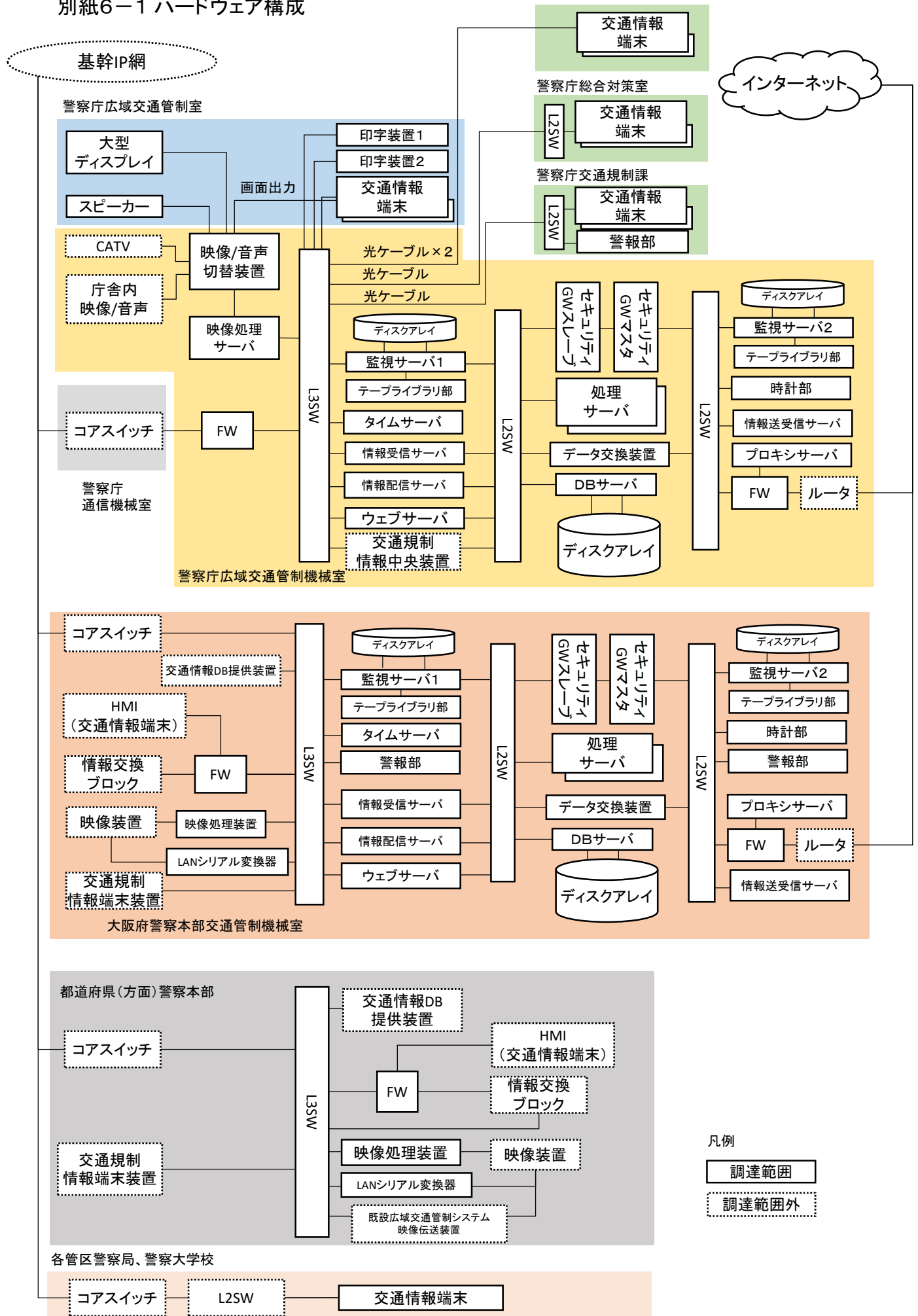
広域交通管制システムハードウェアに係る機能要件等は次表のとおりである。

これらを参考として、統合運用、バックアップ等のシステムの運用が行える性能とすること。

装置名	CPU	メモリ	内蔵記録デバイス		電源	追加 オプション	備考
				使用できる 容量			
映像サブシステム							
映像情報収集配信装置	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2		
交通情報サブシステム							
交通情報受信装置	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2		
交通情報送受信装置	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD2.4Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	2.4Tbyte	450W×2		
交通情報配信装置	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2		
交通情報処理装置 マスター	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×2	128Gbyte(32Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	800W×2		
交通情報処理装置 スレーブ1	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×2	128Gbyte(32Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	800W×2		
交通情報処理装置 スレーブ2	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×2	128Gbyte(32Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	800W×2		
交通情報処理装置 スレーブ3	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×2	128Gbyte(32Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	800W×2		
交通情報処理装置 スレーブ4	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×2	128Gbyte(32Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	800W×2		
データベース装置	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×2	128Gbyte(32Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	800W×2	ファイバーチャネル カード×1	ETERNUS(ストレージCE)
ウェブサーバ	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2		
プロキシサーバ	Xeon プロセッサー Gold 6226(2.70GHz/12コア/19.25MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2		
交通情報端末	インテルCorei7	16Gbyte以上	SSD 128Gbyte	128Gbyte			
セキュリティサブシステム							
セキュリティゲートウェイマスタ	Xeon プロセッサー Silver 4214(2.20GHz/12コア/16.5MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2		
セキュリティゲートウェイスレーブ	Xeon プロセッサー Silver 4214(2.20GHz/12コア/16.5MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2		
ネットワーク監視装置1	Xeon プロセッサー Silver 4214(2.20GHz/12コア/16.5MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2	ファイバーチャネル カード×2	ETERNUS (テープドライブ)LTO6、ストレージCE)
ネットワーク監視装置2	Xeon プロセッサー Silver 4214(2.20GHz/12コア/16.5MB)×1	64Gbyte(16Gbyte×4)	SAS HDD1.2Tbyte×3(10Krpm) (RAID1+ホットスベア)	1.2Tbyte	450W×2	ファイバーチャネル カード×2	ETERNUS (テープドライブ)LTO6、ストレージCE)

別紙6-1 ハードウェア構成

外部施設



別紙6-2 ハードウェア構成

項番	装置名	機能
1	映像処理サーバ	都道府県警察本部からのITV映像の制御及び大型ディスプレイ及びスピーカーへの制御を行う。
2	情報受信サーバ	都道府県警察本部より交通情報・統計情報を受信し、DBに登録する。 VICSセンターから交通情報を受信し、DBに登録する。
3	情報送受信サーバ	VICSセンターからVICSプローブ情報を受信し、DBサーバに登録する。 災害時に民間事業者から走行軌跡/通行実績情報を受信し、DBサーバに登録する。 気象庁より地震情報を受信する。 災害時に、民間事業者に対して情報提供依頼及び提供終了依頼をする。 通行実績情報等をJARTICに送信する。
4	情報配信サーバ	災害時に、通行実績情報等を交通情報転送装置に送信する。 警察庁及び大阪府警察のデータベースとの同期を取るためのデータ送受信を行う。
5	データ交換装置	通行実績情報等を内部NWから外部NWに情報を転送する。 外部NWから内部NWに情報を転送する。
6	データベースサーバ	送受信した情報を記録する。
7	処理サーバ	走行軌跡情報からリンク旅行時間情報を算出し、統合渋滞旅行時間リンク情報を作成の上、DBに登録する。 走行軌跡情報から通行実績情報を作成し、DBに登録する。
8	ウェブサーバ	交通情報表示端末に、交通情報/履歴情報/統計情報/通行実績情報等をデジタル地図上に重畳又は一覧表示等で情報を提供する。
9	タイムサーバ	時刻情報を取得し各種サーバの時刻同期を行う。
10	監視サーバ1	内部NWの装置を監視する。 テープライブラリ部により外部記録媒体にバックアップを取得する。
11	監視サーバ2	外部NWの装置を監視する。
12	セキュリティGWサーバ (M/S)	外部NWから内部NWに情報を転送する。
13	プロキシサーバ	民間プローブ情報受信時に情報送受信サーバの代理で受信する。
14	交通情報端末	WEBサーバにアクセスし、交通情報表示端末に、交通情報/履歴情報/統計情報/通行実績情報等を表示する。 都道府県警察本部のITV映像を表示する。
15	LANシリアル変換器	映像処理サーバからの命令をシリアル信号に変換する。
16	警報装置	監視サーバからの信号により警報を報知する。

保守作業計画

(広域交通管制システムハードウェア)

1 目的

本計画は、広域交通管制システムハードウェアにおいて、随時又は定期的に実施する保守業務の手続、作業内容、スケジュール、成果物等について明確にし、本システムの安定稼働、稼働状況、作業実績等を踏まえた改善活動を実現することを目的とする。

2 作業概要

(1) 保守作業の対象範囲

広域交通管制システムハードウェア仕様書における賃貸借機器

ただし、映像/音声切替装置及び交通情報端末については、令和8年11月末までを保守作業の対象範囲とするほか、データ交換装置、監視サーバ1のタイムサーバ、監視サーバ2のタイムサーバ、大型ディスプレイ、スピーカー、印字装置1、印字装置2、ラック、液晶モニタ、警報部、映像処理装置及びLANシリアル変換機については、保守作業の対象範囲外とする。

(2) 保守期間

本契約における賃貸借期間開始後（令和8年4月1日）から、賃貸借期間終了時（令和9年2月28日）までの期間

(3) 作業概要

保守事業者が実施する保守作業の概要は次のとおりとする。

作業項目		作業概要
ハードウェア の保守	定期点検	ハードウェアの状態について定期的に点検を行い、稼働状況について確認を行う。 中央装置及び交換装置については、必要に応じて、次の項目を実施する。 ア ログの確認 イ 構成情報の確認 ウ 診断プログラムによる動作確認 エ システムバックアップ オ 機器の清掃
	改善保守	ファームウェアのバージョンアップ、予防交換等を警察庁と協議の上で実施する。 なお、ファームウェアのバージョンアップをした場合は、アップデートモジュールを電磁的記録媒体により提供すること。 保守作業にあたり、自動化ツール等を用いて作業の効率化及び低リスク化を図ること。
	障害の対応	障害部位の切り分け、部品交換、パッチ適用等を警察庁と協議の上で実施する。
ソフトウェア の保守	改善保守	ア ソフトウェア（OSを含む。）のバージョンアップ、リビジョンアップ（脆弱性対策を含む。）に対

		するアップデートモジュールについて、適用の可否を判断の上、報告書を提出する。 イ 警察庁が適用すると判断したアップデートモジュールを電磁的記録媒体により提供し、警察庁と協議の上で適用作業を実施する。 ウ 適用作業は、原則、定期点検時に行う。 エ 保守作業にあたり、自動化ツール等を用いて作業の効率化及び低リスク化を図ること。
	地図更新	年1回、次のとおり地図更新作業を行う。 ア 地図データ、DRMリンクの最新データを準備する。 なお、VICSリンクについては、警察庁から別途貸与する。 イ 最新の地図データ、DRMリンク及びVICSリンク（以下「地図データ等」という。）を使用して、これらの更新を行う。また、地図データ等の更新に伴う各装置等に係る必要な設定を行う。 ウ 地図データ等の更新が正常になされているか動作確認を行う。 エ 地図データは、交通情報端末から使用することができる必要なライセンス数を準備すること。
	障害の対応	障害部位の切り分け、サービス再起動、パッチ適用等を警察庁と協議の上で実施する。
障害連絡の窓口		連絡用の窓口を設置し、障害を受け付ける。
技術支援		年次庁舎停電等において、本装置の電源断を行う必要があるときにおいて、本装置の安全な停止・起動に係る支援を行う。
技術的な質問の窓口及び対応		電話、電子メール等による技術的な問合せについて回答を行う。
保守実績の報告		定例保守会議において、次の項目の保守実績の報告を実施する。 ア 作業実績状況 イ サービスレベルの達成状況 ウ リスク・課題の把握・達成状況

3 作業体制に関する事項

(1) 体制及び関係者の関係性

体制及び関係者間の関係性を記載した資料を警察庁に提出すること。

(2) 役割分担・責任

ア 保守事業者

保守事業者の役割分担及び責務を記載した資料を警察庁に提出すること。

イ 警察庁

本装置の運用及び監視を行う。

(3) 障害対応に係る役割分担

ア 障害の連絡

警察庁において行う。

本システムの監視を行い、表示されるメッセージ、システムの状態等により、ハードウェア、ソフトウェア等の障害の切り分けを行い、該当する障害連絡窓口へ連絡する。

イ 障害箇所の切り分け

連絡を受けた保守事業者が行う。

障害発生箇所の切り分け、発生原因の追及を行い、障害の解消に向けた対応を行う。

なお、ハードウェア及びソフトウェアに異常がない場合は、その旨を警察庁に連絡するとともに、障害の解消に向けた必要な協力を行う。

4 スケジュールに関する事項

定期的実施する各保守作業のスケジュールについては、次のとおりとする。

No.	作業内容 (定期的実施するもの)	スケジュール
1	定期点検 (警察庁及び大阪府警)	月 1 回実施する。 【具体的な日程を協議して決定する。】
2	年次点検 (警察庁及び都道府県警察)	年 1 回実施する。 【具体的な日程を協議して決定する。】
3	改善保守	少なくとも 3 ヶ月に 1 回実施する。 【具体的な日程を協議して決定する。】
4	定例保守会議	1 ヶ月に 1 回実施する。 【具体的な日程を協議して決定する。】

5 成果物に関する事項

保守事業者が作成する成果物は次のとおりとする。

No.	成果物	内容	納入期限	納入 方法※	納入 部数
1	障害連絡窓口	障害連絡窓口 を記載した資料	(1) 制定 保守期間開始後、速やかに (2) 改訂 改訂原因発生の 1 週間前まで	書面	1 部
2	技術的な質問 窓口	技術的な質問 窓口を記載した資料	(1) 制定 保守期間開始後、速やかに (2) 改訂 改訂原因発生の 1 週間前まで	書面	1 部

3	保守従事者	保守従事者を記載した資料	(1) 制定 保守期間開始後、速やかに (2) 改訂 改訂原因発生 of 1 週間前まで	書面	1 部
4	障害報告	障害の事象、原因、対応策、対応結果等	5 執務日以内 (警察庁執務時間内の障害受付の場合にはその日を、警察庁執務時間外の障害受付の場合には翌日を 1 執務日目とする。)	書面	1 部
5	議事録	会議、協議の議事録	5 執務日以内 (会議の翌日を 1 執務日目とする。)	書面	1 部
6	作業報告	保守作業の実施内容、結果等	保守作業の実施から 5 執務日以内 (作業実施日を 1 執務日目とする。)	書面	1 部
7	保守実績の報告書	月次の保守実績	定例保守会議に前月分を提出	書面	1 部
8	改善保守に係る報告書	ソフトウェア及びファームウェアアップデートの内容、適用の可否、緊急性等	ファームウェア、ソフトウェアのパッチ等の公開後、速やかに	書面	1 部
9	アップデートモジュール	バージョンアップ、リビジョンアップに対するアップデートモジュール、FWのシグネチャ	適用後、速やかに	電磁的記録媒体	1 部
10	修正ドキュメント	各種手順書の改訂版	手順の変更前までに	書面及び電磁的記録媒体	各 1 部
11	教育訓練計画書	教育訓練計画を記載した資料	令和 8 年 4 月 3 日まで	書面	1 部
12	教育訓練結果報告書	教育訓練結果等	訓練実施後 5 執務日以内	書面	1 部

--	--	--	--	--	--

※電磁的記録媒体については、CD-Rとする。

6 サービスレベルに関する事項

(1) 保守形態一覧

No.	項目	形態	対応内容
1	障害窓口連絡	電話	24時間、365日対応とする。
2	保守対応	オンサイト	24時間対応とする。 本仕様書で調達されたハードウェア及びソフトウェアについて、警察庁からの障害連絡を受付後、3時間以内のできるだけ早期に保守要員を派遣する。ただし、警察庁から入庁時間の指定があった場合は除く。
3	技術的な質問の問合せ窓口	電話、電子メール等	技術的な質問の問合せ窓口は、警察庁執務時間内（午前9時30分から午後6時15分）対応とする。 問合せ件数は無制限とする。 問合せに対する回答は、問合せ当日を1執務日として5執務日以内に回答する。期限内に回答ができない場合は、別途回答日を提示し、必要に応じて中間回答を実施する。

(2) 障害復旧目標一覧

障害復旧について、目標復旧時間を超過した場合には、復旧までに時間を要した原因を特定し、今後の改善策に1部資料を提出すること。

障害 レベル	障害状況	目標復旧時間
4	システム（業務）の完全停止を伴う障害	8時間以内
3	完全停止はしていないが、運用制限等の業務への影響が生じる障害	24時間以内
2	業務運用上の問題は発生していないが、同一又は関連箇所の障害によりシステム（業務）停止の可能性がある障害（二重化した機器の片系障害等）	
1	その他の障害	1週間以内

7 教育訓練

警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づく教育訓練実施計画を定め、警察庁に設置

する広域交通管制システムの運用管理及び監視方法に係る教育訓練を行い、その結果を報告すること。

なお、実施時期、実施方法等の詳細については、事前に警察庁と協議し、教育訓練計画書を警察庁に提出すること。

- (1) 広域交通管制システムの運用管理及び監視方法に係る教育訓練を令和8年4月中に実施すること。
- (2) 教育訓練に必要な機器及び教材は、契約業者が準備すること。
- (3) 教育訓練の場所は警察庁とする。
- (4) 運用管理及び監視方法に係る教育研修対象者は約15名とする。

8 その他

(1) バックアップの取得

ソフトウェアパッチの適用等の作業を行う場合は、必要に応じてバックアップを取得すること。

(2) 留意事項

保守作業を実施する場合は、原則として、事前に保守事業者が作業手順の検証を実施し、作業手順について警察庁の承認を得た上で実施すること。

(3) 保守作業計画の変更

保守作業計画の変更については、変更内容に係る関係者間で協議することとする。
また、保守作業計画を変更する場合は、本計画書を改訂し、変更内容を反映すること。

保守実施要領

(広域交通管制システムハードウェア)

1 目的

本要領は、広域交通管制システムハードウェアにおける保守業務の管理方法、手順、遵守事項等を明確にし、適正かつ円滑な保守業務の遂行・管理を実現することを目的とする。

2 コミュニケーション管理

(1) 保守事業者

再委託先事業者があれば、再委託事業者を記載した資料を警察庁に提出すること。

(2) 保守事業者との合意形成に関する手続

ア 障害対応に関する合意形成

保守事業者は警察庁に、障害の報告書、作業に伴う申請書等を提出することとし、当該申請書等の警察庁の承認をもって合意する。

なお、緊急を要すると警察庁が判断した場合は、警察庁の指示に従うこと。

イ 改善保守に係る合意形成

保守事業者は、改善保守に係る報告書、作業に伴う申請書等を警察庁に提出することとし、当該申請書等の警察庁の承認をもって合意する。

ウ その他協議事項に関する合意形成

保守事業者は、協議事項に係る議事録を作成することとし、当該議事録の警察庁の承認をもって合意する。

(3) 保守事業者が参加すべき会議・開催頻度

No.	会議体名称	会議目的	開催頻度
1	定例保守会議	保守実績の報告	毎月1回

(4) 議事録の管理

ア 作成者

保守事業者

イ 作成手順

保守事業者は、協議、定例保守会議を実施した場合は、議事録を警察庁に提出する。警察庁は、当該議事録の正確性を確認して、内容に疑義がある場合は、保守事業者に修正を要求できるものとし、保守事業者と警察庁の双方の証人をもって、当該議事録の確定とする。

ウ 提出期限

会議の翌日を1執務日目として5執務日以内とする。

エ 管理場所

保守事業者及び警察庁のそれぞれで管理する。

(5) 連絡調整に関する方法や手順

連絡調整は、警察庁担当者と保守事業者担当者間で実施する。

3 体制管理

保守事業者における作業体制の管理手法は次のとおりとする。

(1) 作業体制

ア 障害連絡窓口

保守事業者は、本装置の障害連絡窓口について、窓口を記載した資料を警察庁に提出する。

イ 技術的な質問の問合せ窓口

保守事業者は、本装置の技術的な質問の問合せ窓口について、窓口を記載した資料を警察庁に提出する。

ウ 保守従事者

保守事業者は、本装置の保守に従事する者について、従事者名簿を警察庁に提出する。

(2) 作業体制の管理手法

「障害連絡窓口」、「技術的な質問の問合せ窓口」及び「保守事業者」の変更が予定されている場合は、変更予定1週間前までに変更後の資料を警察庁に提出する。

4 作業管理

(1) 保守作業の予定及び実績

ア 定期点検計画

保守事業者は、定期点検の対象機器、点検項目等の計画について、実施年度の1か月前までに警察庁に提出し承認を得るものとする。

イ 保守実績

保守事業者は、保守実施状況の報告を月1回の定例保守会議において実施する。

(2) 作業手続

保守事業者は、随時又は定期的に実施する保守業務において、必要に応じて警察庁が求める申請書を提出し、承認を得るものとする。

(3) サービスレベルの達成状況

サービスレベルの達成状況の報告を月1回の定例保守会議において実施する。また、サービスレベルの達成状況について問題が発生し、警察庁が報告を求めた場合は、保守事業者は原因、分析、結果及び改善策を報告する。

(4) 問題の把握と管理

保守事業者は、ソフトウェアパッチの公開等改善保守が必要な場合、警察庁に報告し、協議の上で保守作業を実施する。

(5) 各種手順書の改訂

改善保守等により、構成機器操作説明書、バックアップ手順書、リストア手順書等の各種手順書の内容に変更があった場合は、各種手順書の改訂を行い、警察庁へ提出するものとする。

5 変更管理

保守事業者の提出資料等に基づき、警察庁が管理する。

6 情報セキュリティ対策

- (1) 保守事業者が電子データで情報の提出を行う場合は、事前に最新のパターンファイルにてウイルスチェックを行い、実施結果を添付する。また、電子メールの添付ファイルで情報の提出を行う場合には、当該ファイルを暗号化する。
- (2) 保守事業者内における作業（本装置に係る作業）では、スマートフォン等の許可されていない機器をネットワークやサーバ・パソコン等の機器に接続しないものとする。
- (3) 保守事業者及び保守従事者は、本システムの保守において知り得た情報について他に漏えいしない。
- (4) 磁気ディスクを障害により交換する場合は、警察庁職員立会いの下、保守事業者が準備するデータ消去機能を有する装置又はツールで消去し、データの消去を確認した後、当該磁気ディスクを搬出する。この場合のデータ消去とは、NSA方式、NATO方式、DoD方式、Gutmann方式等に準じたパターンで上書きすることとする。

なお、磁気ディスクのデータ消去が困難な場合は、警察庁職員立会いの下、保守事業者が準備する磁気ディスク破壊装置等を用いて、当該磁気ディスクを再利用できない状態にする。